



足立区

高齢者保健福祉計画

第10期介護保険事業計画

令和9年度～令和11年度

中間報告

この中間報告は、現段階での考え方を提示したものです。
今後、この内容について皆様からのご意見や厚生労働省の通知内容を検討し、
令和9年3月に本報告を行う予定です。

令和8年9月

福祉部 高齢者施策推進室
高齢福祉課
高齢者はつらつ支援課
医療介護連携課
介護保険課

目 次

第1章 足立区地域包括ケアシステム.....	1
1 地域包括ケアシステムとは.....	1
2 地域包括ケアシステムにおける4つの「助」.....	1
3 地域包括ケアシステムは“オール足立”で.....	2
4 2040年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進.....	3
第2章 高齢者保健福祉計画の概要.....	4
1 計画策定の目的.....	4
2 計画策定の背景及び趣旨.....	4
3 法令等の根拠.....	4
4 計画の位置付け.....	5
5 高齢者等実態調査の実施.....	6
6 計画の期間.....	6
第3章 区の現状.....	7
1 人口の現状と推計.....	7
2 第9期計画体系図に合わせた現状と課題.....	9
第4章 高齢者保健福祉計画の基本理念と施策.....	22
1 基本理念.....	22
2 基本目標.....	23
3 施策体系.....	24
4 第9期計画策定以降の新規事業一覧.....	25
5 基本施策の取組方針と重点施策、施策一覧.....	26
第5章 第10期介護保険事業計画.....	47
1 介護保険事業の現状と推計.....	47
2 第10期計画に係る介護保険制度の主な改正点や検討内容.....	65
3 介護保険料の算出.....	66

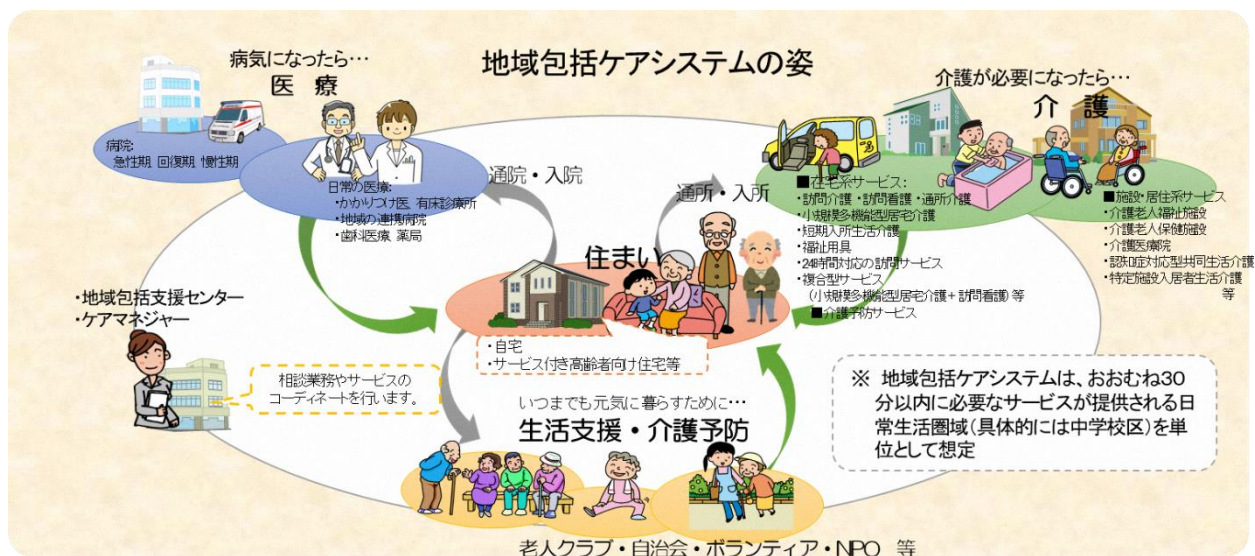
第1章 足立区地域包括ケアシステム

1 地域包括ケアシステムとは

地域包括ケアシステムは、重度な介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「住まい」を中心に、「生活支援・介護予防」「医療」「介護」を一体的に提供するための体制です。

この体制は、概ね 30 分以内の生活圏域内で必要なサービスが提供されることを目指しており、地域の自主性や特性に応じて作り上げ・継続していくことが求められています。

足立区では、2040 年に向けた人口構造、世帯構成及び介護需要の変化を見据え、区民一人ひとりが地域とのつながりを保ち、必要な支援を受けながら、自らが望む暮らしを選択できるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。



出典：厚生労働省

2 地域包括ケアシステムにおける4つの「助」

地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、次の4つの「助」が、地域のニーズや実態に応じてバランス良く構成され、連携していることが重要です。また、公助や共助では対応が難しい部分について、自助や互助の力を活用することで、よりきめ細かな支援を行うことができるようになります。



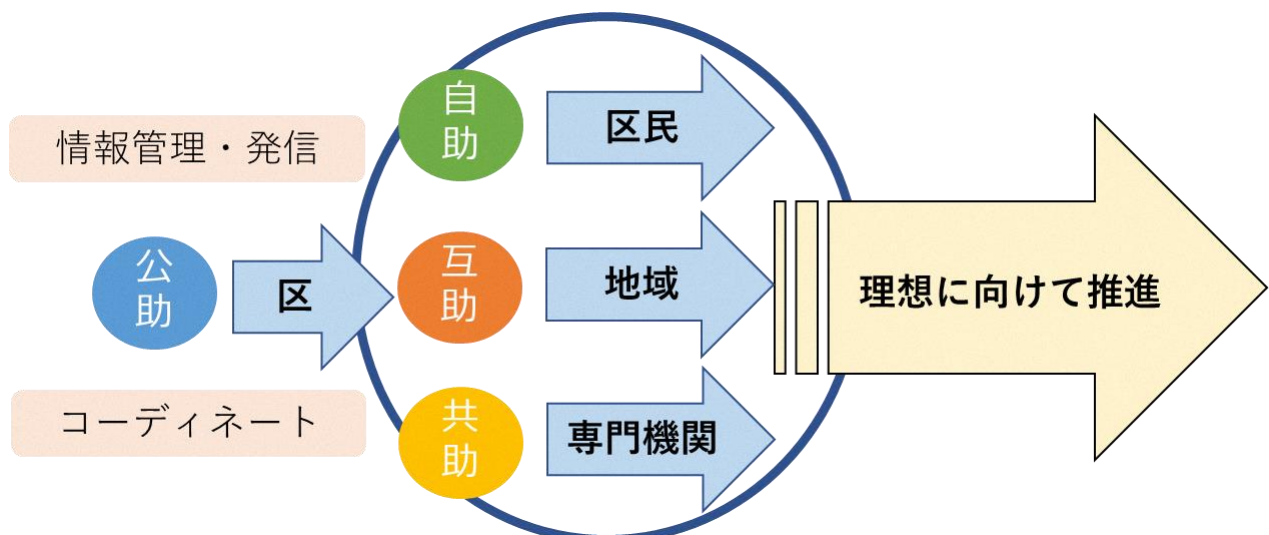
3 地域包括ケアシステムは“オール足立”で

区民や地域、専門機関、区すべてが、地域包括ケアシステムの欠くべからざる担い手であるという当事者意識を持って、地域の特性を生かした、独自の仕組みをともに作り上げ・継続していくことが、何より重要な視点となります。足立区が画一的な仕組みを押し付けるものではありません。

地域包括ケアシステムを実現するため、次のような役割が考えられます。

区民	① 自身や家族の身を守る「自助」の主体 ② 年を重ねることで起こる心身やライフステージの変化を意識し、健康づくりや介護予防に取り組む ③ 生きがいや趣味といった活動を通して自己実現を図り、希望する暮らしを送る
地域 (民生委員、 町会・自治会、 ボランティア等)	① 生活支援や見守り、地域活動等の地域の人たちと助け合う「互助」の中心的な役割を担う ② 区民一人ひとりが地域に関心を高め、活動に参加し、自ずと支え、支えられる地域社会を形成する
専門機関 (医療機関、 介護事業者、 様々な専門職等)	① それぞれの専門分野を活かして、複雑化・複合化・多様化する高齢者の課題や福祉ニーズを支える「共助」の主要な役割を担う ② 特に、地域包括支援センター（ホウカツ）は、日常的な生活相談や介護予防だけでなく、地域の交流拠点づくりや専門職同士の連携等、中核的役割を担う
区（保険者）	① 介護保険の運営者として区民のニーズを把握し、介護保険の適切な運営を含め、「公助」による福祉サービスを提供 ② 「自助」、「互助」、「共助」が促進されるよう、「情報管理・発信」と「コーディネート」の役割を担う

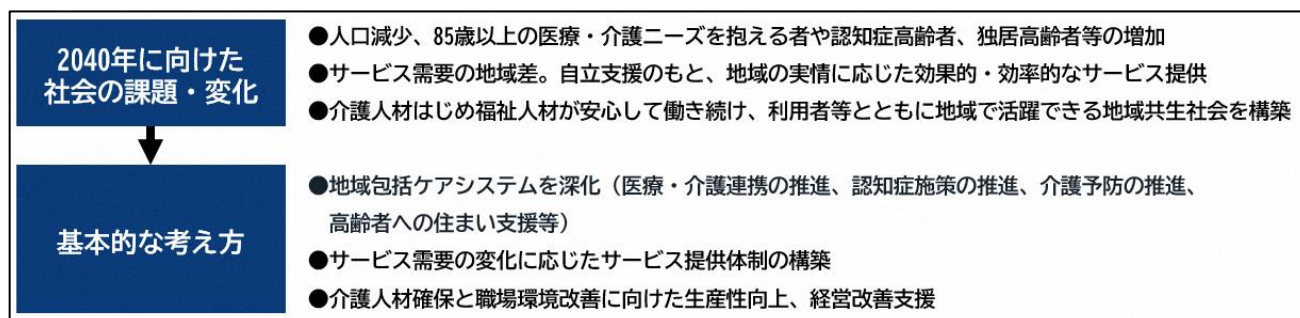
足立区では「区民・地域」「専門機関」「区」を「3つの推進力」と位置付け、地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現を進めています。



4 2040 年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進

全国の 65 歳以上の高齢者人口がピークを迎え、85 歳以上、認知症、ひとり暮らし高齢者の増加と、生産年齢人口の減少が同時に進む節目である 2040 年に向けて、ひとり暮らし、認知症の方を含む医療と介護の双方を必要とする高齢者の増加が見込まれる一方、生産年齢人口の減少に伴い、介護人材の確保が一層困難になります。

地域包括ケアシステムを地域共生社会の実現に向けた基盤と位置付け、地域の実情に応じたサービス提供体制の確保や、介護現場の生産性向上等を進める方向性が、国から示されています。



※ 出典：「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会とりまとめ（概要）
（第 123 回社会保障審議会介護保険部会（令和 7 年 7 月 28 日））を基に作成。

足立区では、こうした国の方向性と、区の人口・世帯構成、高齢者等実態調査などから把握した課題を踏まえ、本計画の基本理念の実現に向けて、既存施策を含めて横断的に重視する視点として再整理し、地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。

2040 年に向けた視点	取組の方向性
① つながりと介護予防	高齢者が地域で役割や生きがいを持ち、人や地域とのつながりを保ちながら、健康づくりや介護予防に取り組める環境を整えます。
② 包括的な相談・支援	複雑化・複合化する生活課題を早期に把握し、地域包括支援センターを中心に、福祉、保健、医療等の関係機関が分野を超えて連携します。
③ 高齢者の暮らしを支える基盤	住まい、医療、介護、介護予防及び生活支援を一体的に提供し、認知症やひとり暮らし等の状況にかかわらず、地域での生活を支えます。
④ 持続可能なサービス提供	介護人材の確保・育成と定着を進めるとともに、デジタル技術の活用や業務改善を通じて、介護サービスの質の維持・向上と介護現場の負担軽減を図ります。

第2章 高齢者保健福祉計画の概要

1 計画策定の目的

『足立区高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画（2027年度（令和9年度）～2029年度（令和11年度））』は、本区の高齢者が、安心して暮らすことができるように、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図ることを目的として策定しています。

2 計画策定の背景及び趣旨

平成12年4月	介護保険法施行
平成18年4月	新たなサービス体系の構築 地域密着型サービスの導入や地域包括支援センターの設置など
平成27年	「地域包括ケアシステムの構築」の推進
平成30年	「地域包括ケアシステムの深化・推進」「介護保険制度の持続可能性の確保」の推進
平成31年3月	『足立区地域包括ケアシステムビジョン』策定 「地域全体で、見守り、寄り添いながら、ゆるやかなつながりを保ち、今後の生活を送るにあたって必要な情報が容易に得られ、要介護状態になっても自分が望むサービスや住まいを自己決定できる」まちを目指して、18本の柱を整理
令和4年	「介護基盤の計画的な整備」「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上」の推進
令和7年	2040年を見据えた介護保険制度の見直し 「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築」「地域包括ケアシステムの深化・推進」「介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上・経営改善支援」「多様なニーズに対応した介護基盤の整備・制度の持続可能性の確保」の推進

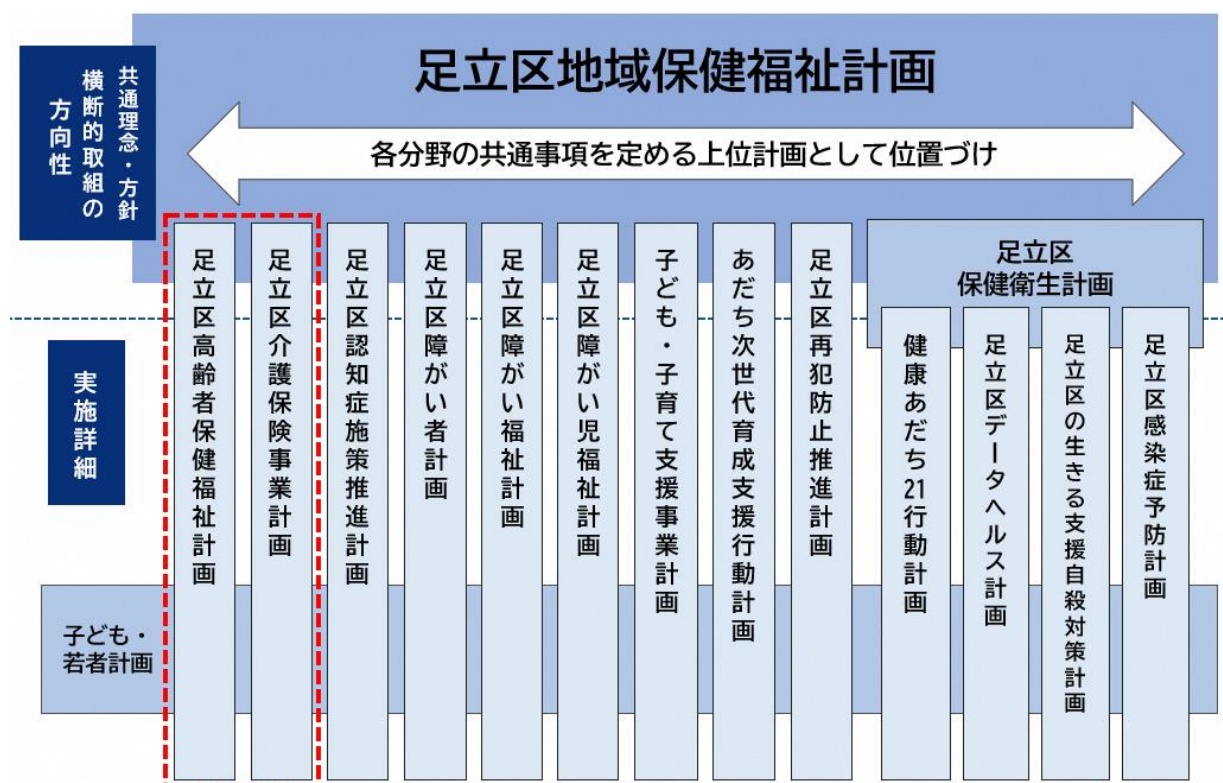
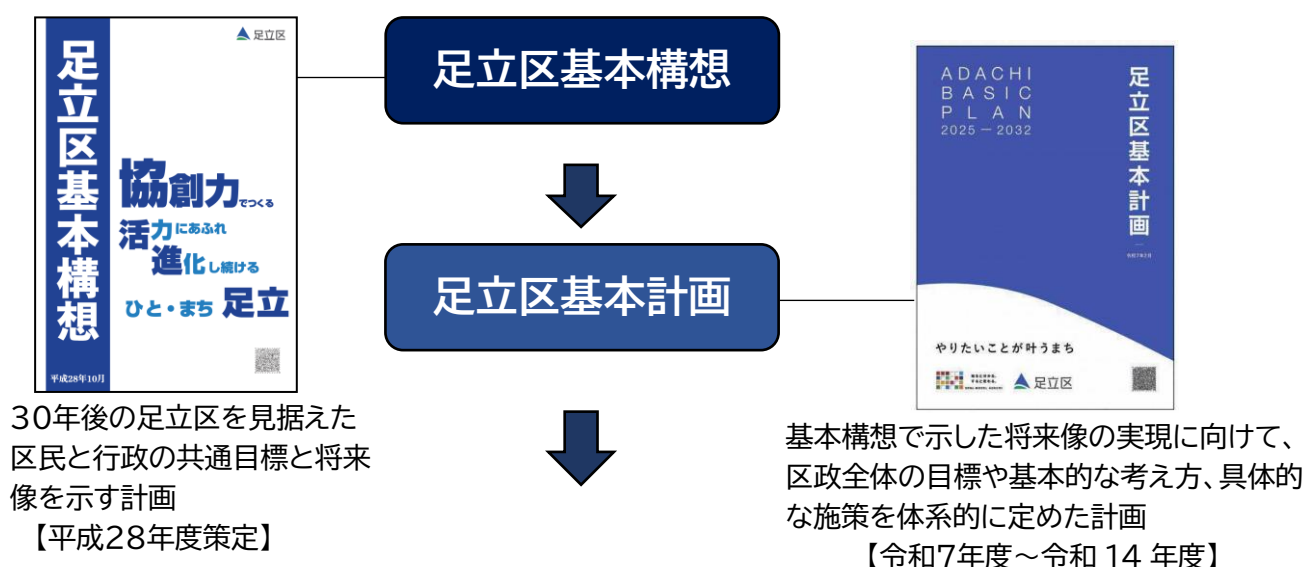
3 法令等の根拠

本計画は老人福祉法第20条の8第1項及び介護保険法第117条第1項に基づき策定するものです。

4 計画の位置付け

本計画は、「足立区基本計画（令和7年2月策定）」を上位計画とした「足立区地域保健福祉計画（令和7年3月策定）」の一環とし、2040年を見据えた人口構造、世帯構成及び介護需要の変化を踏まえながら、足立区の地域特性に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を定めます。

また、厚生労働省が告示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び「東京都高齢者保健福祉計画」「東京都地域医療構想」との整合性を図り、「足立区保健衛生計画」「足立区障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「足立区子ども・子育て支援事業計画」などの保健福祉計画や関連計画との調和を図ります。



5 高齢者等実態調査の実施

次のとおり、足立区の高齢者等の実態を把握するため、令和7年9月から令和7年12月にかけて、以下、全10種の調査方法を並行して実施しました。

区民対象の調査では、住民の状態や介護の希望を把握し、本計画の策定の参考にします。

調査名		発送数	回収数	有効票	回収率
区民対象調査※	① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	7,500	4,425	4,410	59.0%
	② 高齢者単身世帯実態調査	2,500	1,472	1,467	58.9%
	③ 要介護認定者実態調査	5,000	2,551	2,546	51.0%
	④ 在宅介護実態調査	931	707	674	75.9%
	⑤ 第2号被保険者調査	2,500	1,240	1,240	49.6%
事業所対象調査※	⑥ 在宅サービス事業所調査	805	452	452	56.1%
	⑦ 居宅介護支援事業所調査	191	150	150	78.5%
	⑧ 介護保険施設調査	49	37	37	75.5%
	⑨ 有料老人ホーム・軽費老人ホーム施設調査	65	24	24	36.9%
	⑩ サービス付き高齢者向け住宅調査	36	19	19	52.8%

※ 区民対象調査は無作為抽出、事業所対象調査は区内事業所全数調査

6 計画の期間

この計画は、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画と、介護保険法に基づく3年計画として第10期介護保険事業計画を包含した計画であり、計画期間は、2027年度（令和9年度）から2029年度（令和11年度）までの3か年とします。

なお、本計画は、厚生労働省が告示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示すとおり、第9期計画までの取組を踏まえ、2040年度（令和22年度）の目指すべき姿を念頭におき、第11期計画ではすべての施策でロジックモデルを活用するため、第10期計画中に準備を進め、PDCAサイクルに沿った計画を策定し、推進していくものとします。

令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度
第9期計画											
	見直し	第10期計画									
				見直し	第11期計画（予定）						
							見直し	第12期計画（予定）			

第3章 区の現状

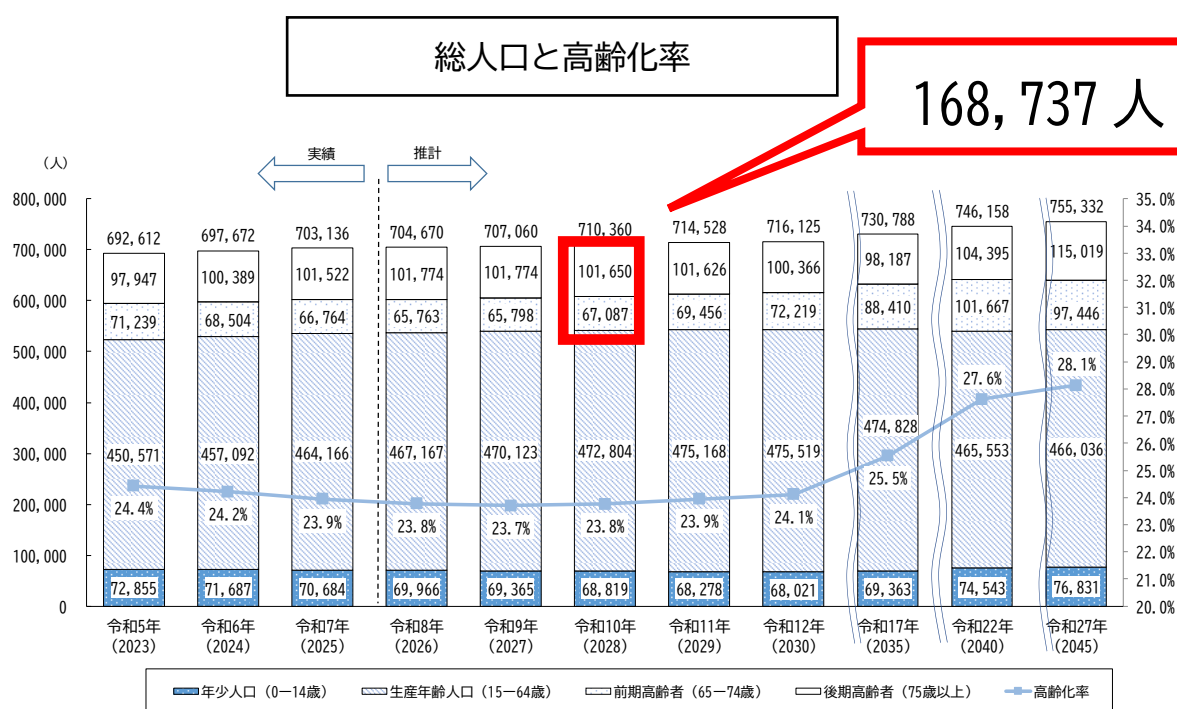
1 人口の現状と推計

足立区の総人口は、令和7年10月1日現在で703,136人となっています。今後も人口は増加傾向が続き、2028（令和10）年には710,360人、2040（令和22）年には746,158人に達すると推計しています。

65歳以上の高齢者数は、令和7年10月1日現在で168,286人、高齢化率は23.93%で23区中2番目に高い水準です。このうち、65～74歳の前期高齢者は66,764人（9.49%）、75歳以上の後期高齢者は101,522人（14.44%）となっています。

今後、2028（令和10）年10月1日には、高齢者数は168,737人、高齢化率は23.75%と推計しています。このうち前期高齢者は67,087人（9.44%）、後期高齢者は101,650人（14.31%）で、前期高齢者数・後期高齢者数ともに大きな変化はないと見込まれます。

その後、高齢者数と高齢化率は上昇し、2040（令和22）年には高齢者数206,062人、高齢化率は27.62%、2045（令和27）年には高齢者数212,465人、高齢化率は28.13%に達すると推計しています。2040年の高齢者数の内訳は、前期高齢者101,667人（13.63%）、後期高齢者104,395人（13.99%）の想定です。



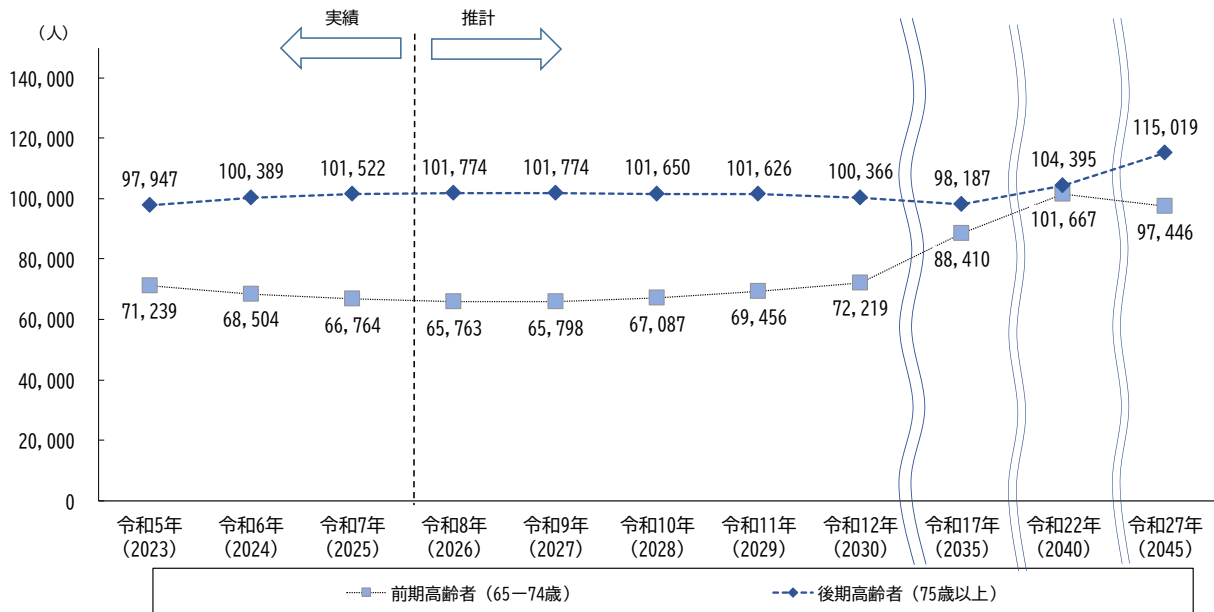
※ 各年10月1日時点

※ 住民基本台帳、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」より推計

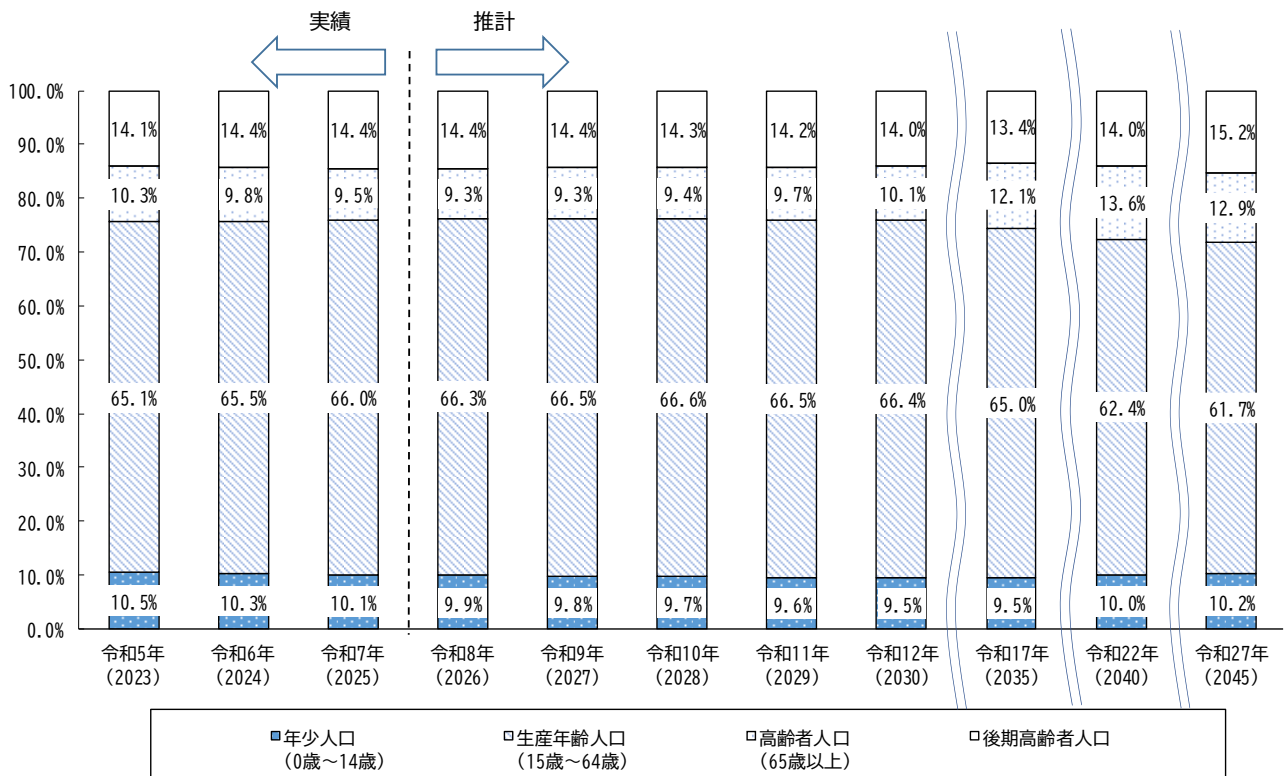
※ 大規模開発による人口の増加は考慮していない

前期高齢者数は2026（令和8）年を底に増加に転じるものの、2040（令和22）年においても後期高齢者数が前期高齢者数を上回る見込みです。

前期高齢者・後期高齢者数



年齢階級別割合



※ 各年10月1日時点

※ 住民基本台帳、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」より推計

※ 大規模開発による人口の増加は考慮していない

2 第9期計画体系図に合わせた現状と課題

基本施策		現状	課題
予防・生活支援	(1) 健康を維持するための支援の充実	① フレイルを知っている人は7割を超えているが、健康を維持するための活動の実践に至っていない層も一定数みられる。 ② 運動施設を利用していない割合が7割であり、利用していない理由として「施設を利用しないで運動する」「運動をするきっかけがない」がある。 ③ たんぱく質摂取は「1日2回」が最多で、単身世帯では「1日3回以上」が相対的に低い。	運動・栄養の両面から健康維持を支える取組が必要である。
	(2) 生活を支えるための支援の充実	① 地域包括支援センターの認知度はいずれの調査でも7割を超え、前回より上昇している。 ② 老いへの備えを意識している人は約8割、生きがいがある人は約7割を占める。認知や意識は広がっている。	具体的な行動や継続的な在宅生活の支えにつなげる取組が重要である。
	(3) 人・地域とつながるための機会の確保	① 要介護3～5認定者では、地域とのつながりが「ない」が6割を占めている。 ② 生活場所や家族構成によってつながり方に差がみられ、施設入居中や1人暮らしでは相対的につながりを持つ割合がやや高い。	状態や生活環境に応じて、地域との接点を維持できる機会づくりが求められる。
	(4) 認知症施策の推進	① 「認知症は誰もがなり得る」との認識は広がっている一方で、「認知症になると何もできなくなる」といった見方も残っており、理解には幅がある。 ② 認知症サポーターや認知症相談窓口の認知度はなお十分ではない。	令和9年策定予定の認知症施策推進計画に基づき、認知症に関する正しい理解の普及と相談先の周知に引き続き取り組んでいく必要がある。
住まい	(1) 生活の基盤となる住まいの確保	① 一般高齢者及び要支援認定者本人で住まいに不安を感じる人は一定数いるものの、今後も「現在の住まいに住み続けたい」が最も多い。持家では定住意向が強い一方、民間賃貸住宅居住者や1人暮らしでは住み替え意向等が他の家族構成や公営賃貸住宅居住者よりも高い。 ② 一般高齢者及び要支援認定者本人で介護が必要になった場合でも「介護サービスを利用しながら、自宅で生活したい」が最多である。	在宅継続を支える住まいの支援が重要である。
	(2) 特別養護老人ホームの優先入所の徹底と計画的な施設整備等	① 施設入所者の満足度は全体として高いが、施設種別によって差がみられる。 ② 要介護3～5認定者本人では「介護サービスを利用しながら、自宅で生活したい」が最も高く、施設入所希望は一部にとどまる。	在宅と施設の双方に対応できる受け皿を確保することが必要である。

基本施策		現状	課題
医療・介護	(1) 在宅医療介護の推進	① 在宅療養の不安を聞いたところ、「不安はない」と答えている方は約1割にとどまり、在宅療養について「聞いたことはあるが、内容は知らない」が最も多く、内容理解が十分ではないことも、不安を感じる一要因として考えられる。 ② 最期は「自宅で迎えたい」が最も多い一方、「どこでも良い」と「考えていない」を合わせると約2割と一定程度終末期を考えられていない層がいることが見てとれた。	医療介護の連携体制強化を図るとともに、在宅療養の不安を払拭、本人が望む療養場所や医療・ケアの選択を支える取組が求められる。
	(2) 介護人材の確保・育成支援策の拡充	① 人材を「確保できている」「概ね確保できている」事業所の割合は前回調査時に比べ微増しているが、依然として約5割は「確保できていない」「確保が難しいこともある」と答えており、厳しい状況が続いている。 ② 確保できていない理由としては「応募自体が少ない」が最も多くなっている。また、介護サービスの満足度は7割を超えている。	求職者に対し、介護職への応募を一層アプローチしていくことが求められる。また、研修など質を高める取組により質の維持を図っていく必要がある。
	(3) 困難事例に対応するための連携強化	① 困難事例や対応できなかった事例では「経済的な困窮」「サービスの利用拒否」「ごみ屋敷」など、複数機関で連携し対応する事例を挙げる事業所が多かった。 ② 気になった事例・困難事例の連携先の希望では区の関係機関が多くみられた。	お互いの業務範囲を理解する取組や、具体的な連携事例を共有するなど多機関の連携を推進していく取組が求められる。
	(4) 権利擁護の推進	① 成年後見制度について、「知らない」と「聞いたことはあるが内容は知らない」の計は約6割と半数を超えている。 ② 任意後見制度はさらに認知度が低く、関心も限定的である。	判断能力が低下する前の備えとして、制度のわかりやすい周知を強化していく必要がある。

成果指標は次の4段階で評価しました。

令和7年度実績値が第9期計画作成時の実績値未満	
令和7年度実績値が第9期計画作成時の実績値以上、かつ第9期目標値未満（進捗率50%未満）	
令和7年度実績値が第9期計画作成時の実績値以上、かつ第9期目標値未満（進捗率50%以上）	
令和7年度実績値が第9期目標値以上	

※ 進捗率は、「第9期計画策定時の実績値」から「第9期目標値」までの数値を100%として、令和7年度実績値がどこまで改善したかを示す割合とする。「進捗率50%」は、目標に対して半分まで進んだことを示す。

第9期計画における各基本施策の成果指標の実績値一覧は以下のとおりです。

基本施策		指標	実績値 (第9期計画作成時)	令和7年度 実績値	第9期 目標値
予防・ 生活 支援	健康を維持するための 支援の充実	初回介護申請平均年齢	80.4歳	80.9歳	81.5歳
	生活を支えるための 支援の充実	地域包括支援センターの認知度 (チェックリスト)	76.0%	79.5%	83.0%
		生きがいありの割合(チェックリスト)	78.2%	67.9%	79.5%
	人・地域とつながる ための機会の確保	孤立を感じる割合	21.6%	25.4%	20.0%
		閉じこもり傾向にある高齢者の割合	14.9%	13.7%	13.5%
	認知症施策の推進	認知症サポーター人数	2,500人	3,372人	3,500人
		リスク判定された方のうち、 アドバイスを受けた人の割合	77.0%	98.2%	86.0%
住まい	生活の基盤となる住 まいの確保	今後の不安について「住まい」と 回答した割合	7.4%	2.0%	6.5%
		緊急通報システムにより支援に つながった件数	413件	480件	500件
	特別養護老人ホーム の優先入所の徹底と 計画的な施設整備等	特別養護老人ホーム待機者数	2,101人	1,865人	1,559人
		入所している介護施設等に 満足している高齢者の割合	75.1%	81.7%	78.0%
医療・ 介護	在宅医療介護の推進	かかりつけ医が近くにいる割合	59.4%	58.4%	62.0%
	介護人材の確保・育 成支援策の拡充	人材を確保できている事業所の割合	43.2%	49.1%	45.0%
		利用している介護サービスに 満足している人の割合	70.6%	72.9%	73.0%
	困難事例に対応する ための連携強化	高齢者虐待ケースの通報件数	310件	281件	350件
		高齢者虐待以外の困難ケースの通報件数	142件	139件	150件
	権利擁護の推進	成年後見制度新規利用者数	67人	65人	82人
		成年後見制度の認知度	58.0%	64.0%	61.0%

(1) 健康を維持するための支援の充実

ア 成果指標

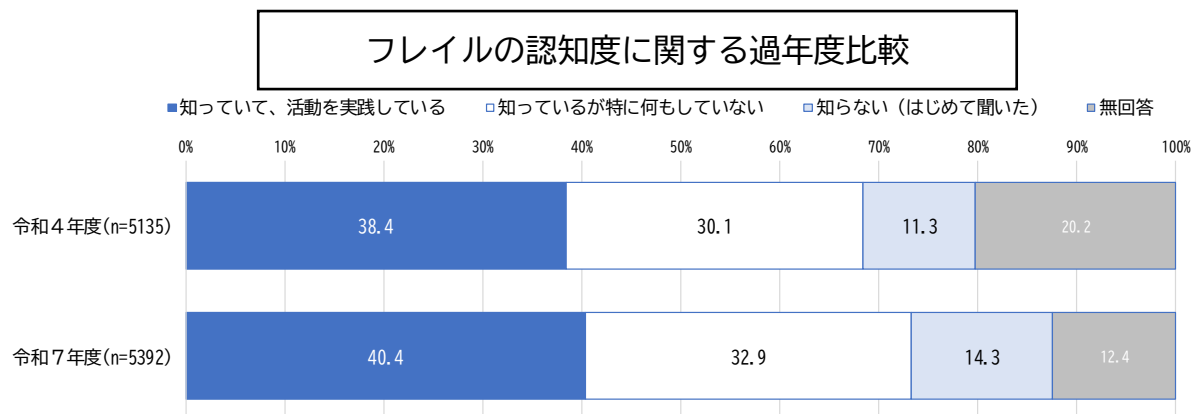
初回介護申請平均年齢は、第9期計画作成時の実績値を上回ったものの、第9期最終年度目標値には届いていません。

指標	実績値 (第9期計画作成時)	令和7年度 実績値	第9期 目標値	評価
初回介護申請平均年齢	80.4 歳	80.9 歳	81.5 歳	  

イ 関連する高齢者等実態調査の結果

フレイルを「知っている」人は7割を超えています。一方、健康を維持するための活動を実践していない人も一定数みられ、知識が具体的な行動に十分つながっていない状況があります。

運動施設を利用していない人は約7割で、その理由には「施設を利用しないで運動する」のほか、「運動をするきっかけがない」が挙げられています。また、たんぱく質を含む食品を食べる回数は「1日2回」が最も多く、単身高齢者では「1日3回以上」の割合が相対的に低くなっています。



出典：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問9（9），高齢者単身世帯実態調査 問9（3），前回報告書

ウ 高齢者等実態調査の結果などから見えてきた課題

- ① フレイルに関する認知を実践につなげるため、身近な場所や自宅で取り組める運動、専門職による助言など、心身の状態や生活環境に応じて継続できる介護予防の機会を充実させる必要があります。
- ② 単身高齢者を含め、必要なたんぱく質を無理なく摂取できるよう、食のフレイル予防に関する啓発と、配食・栄養相談等を組み合わせた支援を進める必要があります。

(2) 生活を支えるための支援の充実

ア 成果指標

地域包括支援センターの認知度は、第9期計画作成時の実績値を上回ったものの、第9期最終年度目標値には届いていません。一方、「生きがいあり」の割合は、第9期計画作成時の実績値を下回りました。

指標	実績値 (第9期計画作成時)	令和7年度 実績値	第9期 目標値	評価
地域包括支援センターの認知度	76.0%	79.5%	83.0%	
生きがいありの割合	78.2%	67.9%	79.5%	

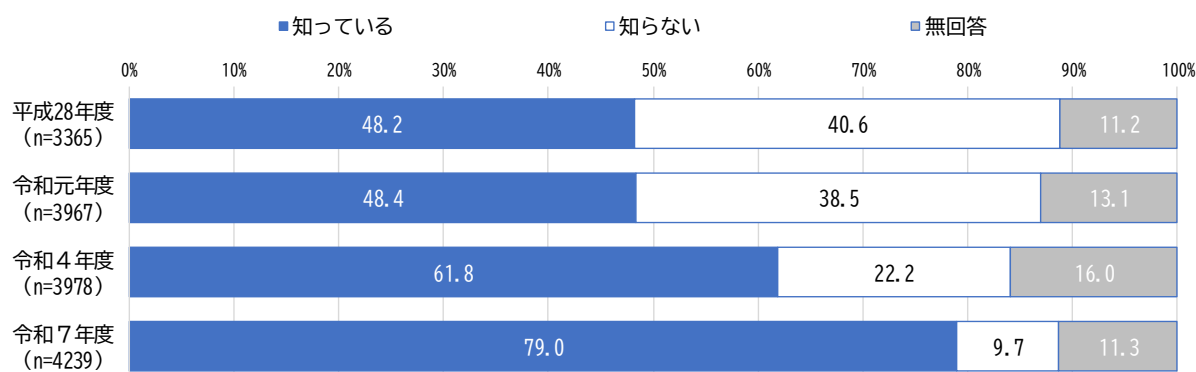
※ 介護予防チェックリストの結果

イ 関連する高齢者等実態調査の結果

地域包括支援センターの認知度は、前回調査と比べて上昇しています。また、老いへの備えを意識している人は約8割、生きがいがある人は約7割を占めています。

相談先や老いへの備えに関する認知・意識は広がっている一方、具体的な行動や必要な支援の利用に至っていない人もみられます。

地域包括支援センターの認知度に関する過年度調査との比較



出典：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問13(1)，前回報告書

ウ 高齢者等実態調査の結果などから見えてきた課題

- ① 地域包括支援センターへ高齢者本人や家族が気軽に相談でき、必要なサービス利用につなげるため、引き続き地域包括支援センターの認知度向上を図っていく必要があります。
- ② 老いへの備えや生きがいに関する意識を、じぶんノートの活用、見守り、生活支援等の具体的な行動につなげ、本人が望む在宅生活を継続できるよう支える必要があります。

(3) 人・地域とつながるための機会の確保

ア 成果指標

孤立を感じる割合は、第9期計画作成時の実績値より高くなりました。一方、閉じこもり傾向にある高齢者の割合は、第9期計画作成時の実績値より改善し、第9期最終年度目標値に近づいています。

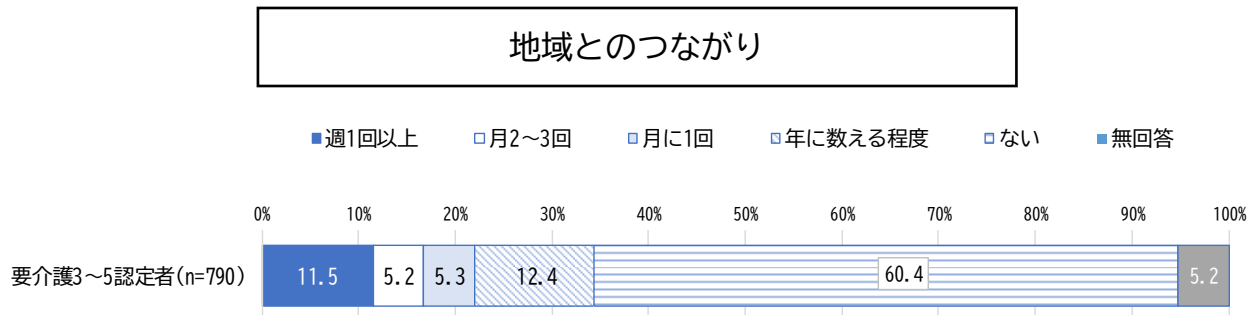
指標	実績値 (第9期計画作成時)	令和7年度 実績値	第9期 目標値	評価
孤立を感じる割合	21.6%	25.4%	20.0%	🌸🌸🌸
閉じこもり傾向にある高齢者の割合	14.9%	13.7%	13.5%	🌸🌸🌸

※ 「孤立を感じる割合」「閉じこもり傾向にある高齢者の割合」は、数値が低いほど評価が高くなります。

イ 関連する高齢者等実態調査の結果

要介護認定者に関する実態調査では、要介護3～5の認定者のうち、地域とのつながりが「ない」と回答した人が約6割を占めています。

地域とのつながりの状況は、生活場所や家族構成によって差がみられます。



出典：要介護認定者実態調査 問1（6），問5（2）

ウ 高齢者等実態調査の結果などから見えてきた課題

- ① 心身の状態が変化しても地域との接点が途切れないよう、通いの場、訪問等を組み合わせ、本人の状態に応じた参加・交流の機会を確保する必要があります。
- ② 外出や地域活動への参加が難しい人が孤立し、必要な情報を得られない状態とならないよう、絆のあんしんネットワーク等を活用した支援を充実させる必要があります。

(4) 認知症施策の推進

ア 成果指標

認知症サポーター人数は、第9期計画作成時の実績値を上回り、第9期最終年度目標値に近づいています。また、リスク判定された方のうちアドバイスを受けた人の割合は、第9期最終年度目標値を上回りました。

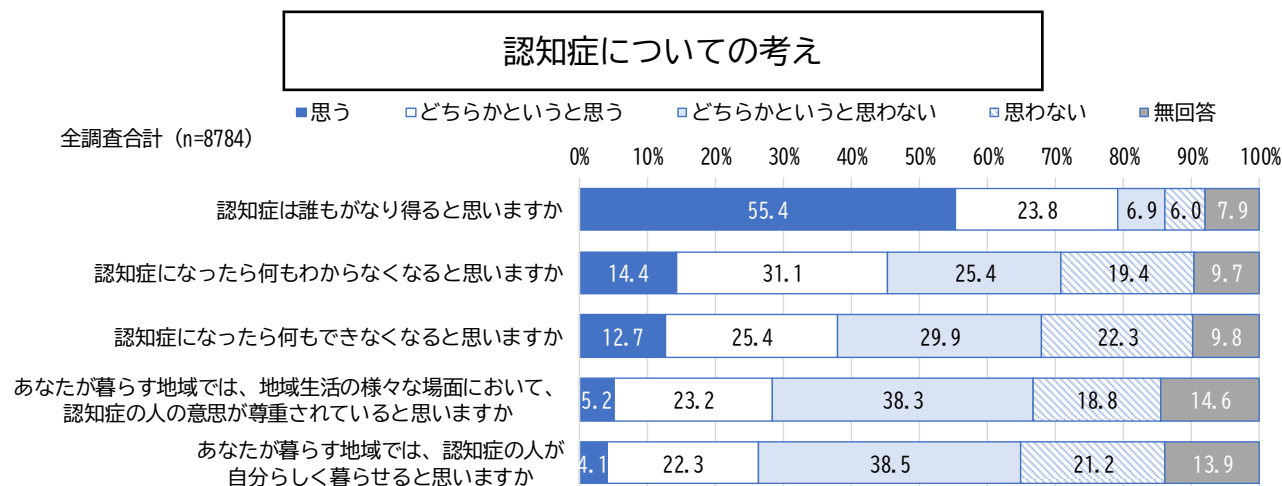
指標	実績値 (第9期計画作成時)	令和7年度 実績値	第9期 目標値	評価
認知症サポーター人数	2,500 人	3,372 人	3,500 人	🌸🌸🌸
リスク判定された方のうち、アドバイスを受けた人の割合※	77.0%	98.2%	86.0%	🌸🌸🌸

※ 介護予防チェックリストにて、リスク判定

イ 関連する高齢者等実態調査の結果

認知症について「誰もがなり得る」との認識は広がっています。一方、「認知症になると何もできなくなる」といった見方も残っており、認知症に対する理解の深まりには幅がみられます。

認知症サポーターについて「知っている」は15.6%、「聞いたことはあるが内容は知らない」は25.9%、「知らない」は51.0%となっており、認知症に関する相談窓口についても認知度は十分とはいえない状況です。



出典：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問12(6)，高齢者単身世帯実態調査 問12(6)，
要介護認定者実態調査 問9(6)，第2号被保険者調査 問8(2)

ウ 高齢者等実態調査の結果などから見えてきた課題

- ① 認知症になっても本人の意思が尊重され、できることや役割を持って地域で暮らし続けられるよう、本人・家族の声を踏まえた正しい理解の普及と、偏見をなくすための啓発を進める必要があります。
- ② 認知症サポーター養成講座等を通じて地域の支え手を広げるとともに、認知症カフェや相談窓口等を通じ、早期の相談・支援につなげる必要があります。

(5) 生活の基盤となる住まいの確保

ア 成果指標

今後の不安について「住まい」と回答した割合は、第9期最終年度目標値を達成しました。また、緊急通報システムにより支援につながった件数は、第9期計画作成時の実績値を上回ったものの、第9期最終年度目標値には届いていません。

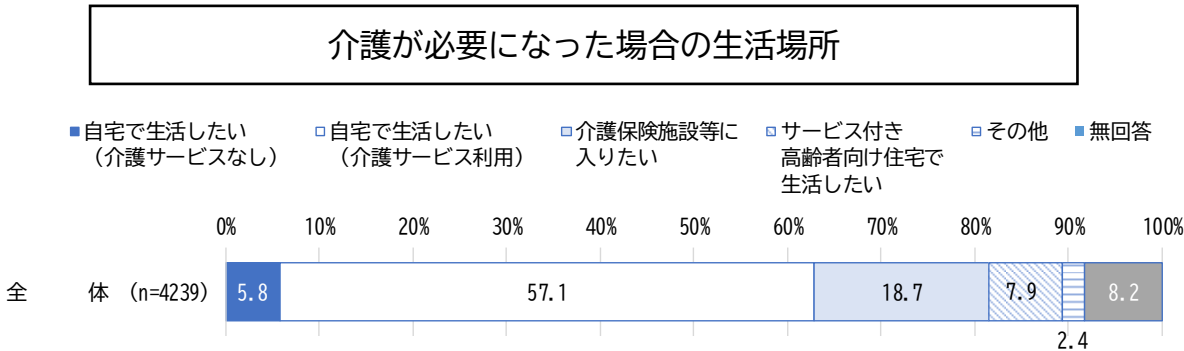
指標	実績値 (第9期計画作成時)	令和7年度 実績値	第9期 目標値	評価
今後の不安について「住まい」と回答した割合	7.4%	2.0%	6.5%	
緊急通報システムにより支援につながった件数	413件	480件	500件	

※ 「今後の不安について「住まい」と回答した割合」は、数値が低いほど評価が高くなります。

イ 関連する高齢者等実態調査の結果

住まいに不安を感じる人は一定数いるものの、今後の住まいについては「現在の住まいに住み続けたい」が最も多くなっています。

持家の人では定住意向が強い一方、民間賃貸住宅に住む人や1人暮らしの人では、住み替え意向等が相対的に高くなっています。介護が必要になった場合の生活場所についても、「介護サービスを利用しながら、自宅で生活したい」が最も多く、住み慣れた住まいでの生活を希望する人が多くなっています。



出典：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問11(1)

ウ 高齢者等実態調査の結果などから見えてきた課題

- ① 住み慣れた住まいで生活を続けられるよう、心身の状態に応じた住宅改修、見守り及び緊急通報等の支援を、必要な人が利用しやすい形で提供する必要があります。
- ② 民間賃貸住宅に住む人や1人暮らしの人の住まいの不安に対応するため、住宅部門と福祉部門が連携し、住宅相談及び入居支援を進める必要があります。

(6) 特別養護老人ホームの優先入所の徹底と計画的な施設整備等

ア 成果指標

特別養護老人ホーム待機者数は、第9期計画作成時の実績値から減少したものの、第9期最終年度目標値には届いていません。一方、入所している介護施設等に満足している高齢者の割合は、第9期最終年度目標値を上回りました。

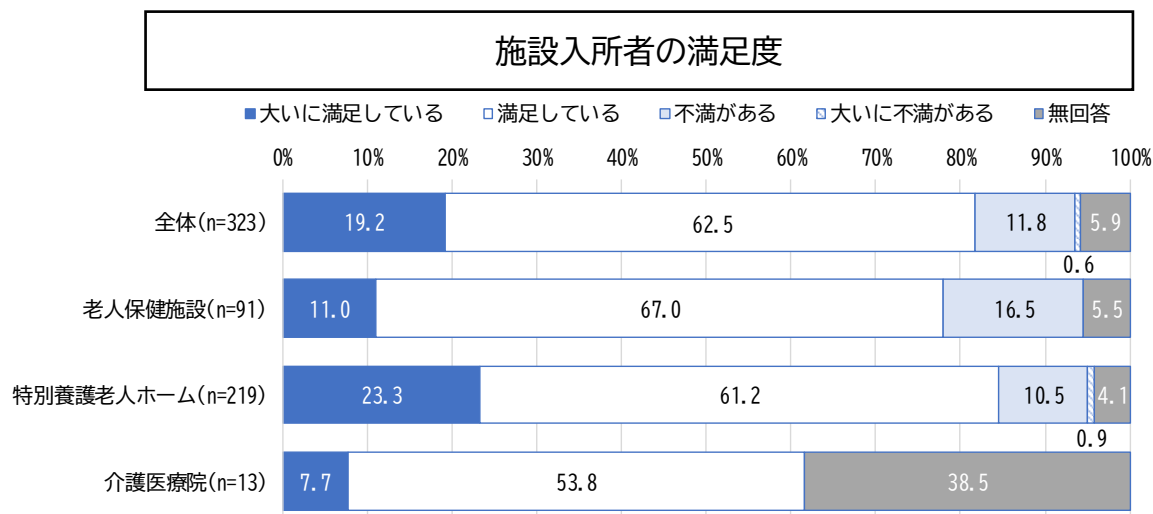
指標	実績値 (第9期計画作成時)	令和7年度 実績値	第9期 目標値	評価
特別養護老人ホーム待機者数	2,101 人	1,865 人	1,559 人	
入所している介護施設等に満足している高齢者の割合	75.1%	81.7%	78.0%	

※ 「特別養護老人ホーム待機者数」は、数値が低いほど評価が高くなります。

イ 関連する高齢者等実態調査の結果

介護保険施設、有料老人ホーム・軽費老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居者の施設生活に対する満足度は、全体として高い水準にあります。一方、満足度や課題には施設種別による差がみられます。

要介護3～5の認定者でも、今後の生活場所は「介護サービスを利用しながら、自宅で生活したい」が最も多く、施設への入所を希望する人は一部にとどまっています。ただし、介護度、医療ニーズ及び家族の状況等により、施設入所を必要とする人もいます。



出典：要介護認定者実態調査 問1 (1), 問1 (1) ①

ウ 高齢者等実態調査の結果などから見えてきた課題

- ① 在宅生活を希望する人への支援を充実させる一方、在宅生活が困難な人に対しては、必要な時に適切な施設へ入所できるよう、情報提供等による施設選択支援を行うことが必要です。
- ② 高齢者施設の整備は、既存施設を最大限活用したうえで、施設の必要量を適切に把握し、検討していく必要があります。

(7) 在宅医療介護の推進

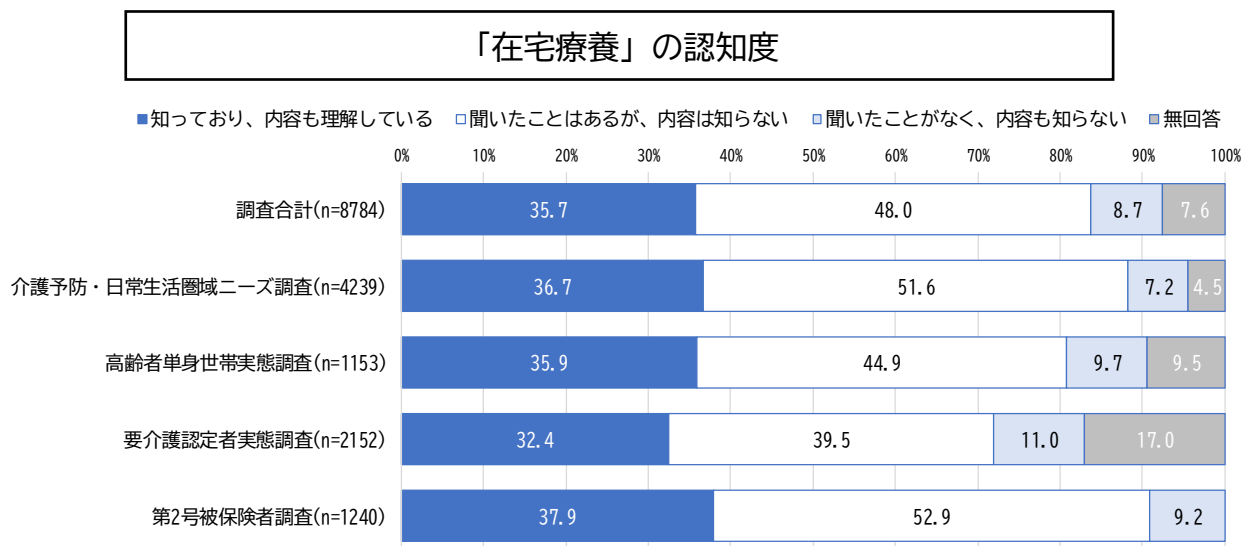
ア 成果指標

かかりつけ医が近くにいる割合は、第9期計画作成時の実績値を下回り、第9期最終年度目標値には届いていません。

指標	実績値 (第9期計画作成時)	令和7年度 実績値	第9期 目標値	評価
かかりつけ医 が近くにいる 割合	59.4%	58.4%	62.0%	🌸🌸🌸

イ 関連する高齢者等実態調査の結果

在宅療養について「不安はない」と回答した人は約1割にとどまっています。また、在宅療養を「聞いたことはあるが、内容は知らない」とする回答が最も多く、制度や支援内容を十分に理解できていないことが、不安につながっている可能性があります。



出典：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問9（14），高齢者単身世帯実態調査 問9（5），
要介護認定者実態調査 問6（4），第2号被保険者調査 問6（6）

ウ 高齢者等実態調査の結果などから見えてきた課題

- ① 在宅療養の具体的な内容、相談先及び利用できる医療・介護サービスを分かりやすく周知し、本人・家族の不安を早期に把握して相談支援につなげる必要があります。
- ② 入退院支援、日常の療養、急変時及び看取りまで切れ目なく支援できるよう、医療・介護関係者の連携を強化する必要があります。

(8) 介護人材の確保・育成支援策の拡充

ア 成果指標

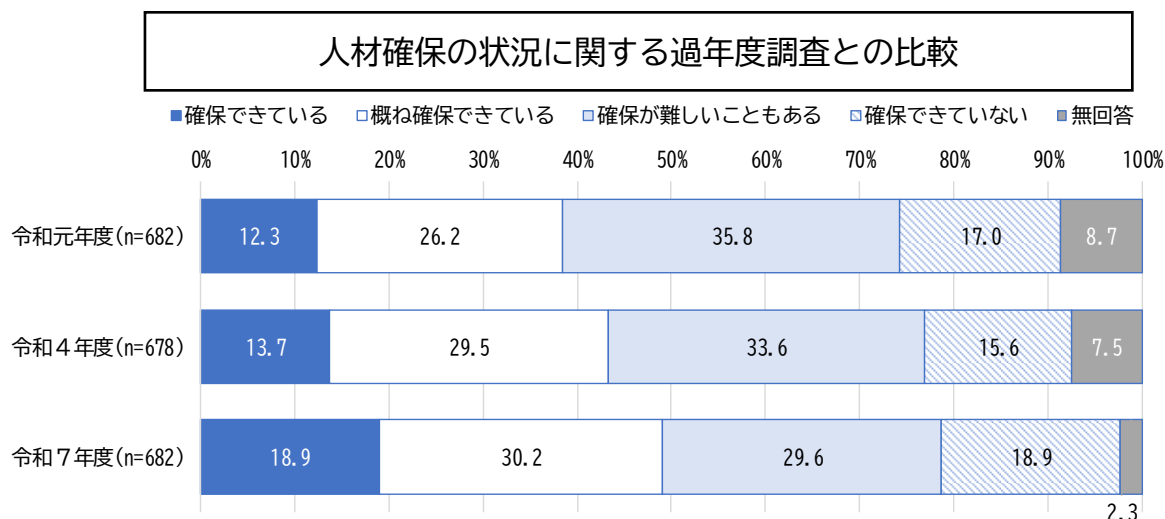
人材を確保できている事業所の割合は、第9期最終年度目標値を上回りました。また、利用している介護サービスに満足している人の割合は、第9期計画作成時の実績値を上回り、第9期最終年度目標値とほぼ同水準となりました。

指標	実績値 (第9期計画作成時)	令和7年度 実績値	第9期 目標値	評価
人材を確保できている事業所の割合	43.2%	49.1%	45.0%	桜 桜 桜
利用している介護サービスに満足している人の割合	70.6%	72.9%	73.0%	桜 桜 桜

イ 関連する高齢者等実態調査の結果

介護人材を「確保できている」「概ね確保できている」と回答した事業所の割合は、前回調査と比べて上昇しています。一方、「確保できていない」「確保が難しいこともある」とする事業所は依然として約5割程度となっています。

また、人材を確保できていない理由は「応募自体が少ない」が最も多くなっています。



出典：在宅サービス事業所調査 問7（1），居宅介護支援事業所調査 問5（1），介護保険施設調査 問7（1），有料老人ホーム・軽費老人ホーム施設調査 問7（1），サービス付き高齢者向け住宅調査 問8（1）

ウ 高齢者等実態調査の結果などから見てきた課題

- ① 介護の仕事の魅力や働き方を求職者に分かりやすく伝え、就労支援及びキャリア形成の支援を通じて、人材確保・定着を一体的に進める必要があります。
- ② 人材不足の中でもサービスの質を維持・向上できるよう、研修の充実、デジタル技術の活用及び業務改善を進め、職員の負担軽減と専門性の向上を図る必要があります。

(9) 困難事例に対応するための連携強化

ア 成果指標

高齢者虐待ケースの通報件数及び高齢者虐待以外の困難ケースの通報件数は、いずれも第9期計画作成時の実績値を下回り、第9期最終年度目標値には届いていません。

指標	実績値 (第9期計画作成時)	令和7年度 実績値	第9期 目標値	評価
高齢者虐待ケースの通報件数	310 件	281 件	350 件	🌸🌸🌸
高齢者虐待以外の困難ケースの通報件数	142 件	139 件	150 件	🌸🌸🌸

イ 関連する高齢者等実態調査の結果

事業所が経験した困難事例や対応できなかった事例では、「経済的な困窮」「サービスの利用拒否」「ごみ屋敷」など、複数の課題が重なり、単独の機関では対応が難しい事例が多く挙げられています。

気になった事例や困難事例について連携を希望する相手として、関係機関を挙げる事業所が多く、行政を含む関係機関の役割分担の明確化等が求められています。

困難事例						
	調査 合計 (n=682)	在宅サービス 事業所調査 (n=452)	居宅介護支援 事業所調査 (n=150)	介護保険 施設調査 (n=37)	有料老人 ホーム・軽費 老人ホーム 施設調査 (n=24)	サービス付き 高齢者向け 住宅調査 (n=19)
経済的な困窮	57.3	49.1	80.0	70.3	50.0	57.9
サービスの利用拒否	49.7	43.1	70.7	43.2	33.3	73.7
ごみ屋敷	39.4	36.1	60.7	21.6	0.0	36.8
障がいや疑う家族がいる	34.3	25.9	64.0	37.8	12.5	21.1
介護が必要と思われるが 誰にもつながない高齢者	28.3	25.2	38.0	35.1	25.0	15.8
ひきこもり状態の家族がいる	26.7	22.3	46.7	21.6	4.2	10.5
医療の受診拒否	25.5	19.0	47.3	10.8	29.2	31.6
心を開かない高齢者	23.3	21.5	28.0	21.6	25.0	31.6
ダブルケア	16.0	13.1	30.0	8.1	4.2	5.3
ヤングケアラー	7.0	5.8	14.0	2.7	0.0	0.0
その他	4.8	4.9	6.0	2.7	0.0	5.3
特になし	14.4	17.9	1.3	16.2	33.3	5.3
無回答	1.9	2.4	0.7	0.0	0.0	5.3

出典：在宅サービス事業所調査 問9（3），居宅介護支援事業所調査 問8（3），介護保険施設調査 問9（3），
有料老人ホーム・軽費老人ホーム施設調査 問9（3），サービス付き高齢者向け住宅調査 問10（3）

ウ 高齢者等実態調査の結果などから見えてきた課題

- ① 困難事例を早期に把握し、適切な支援につなげるため、地域包括支援センターを中心に、関係機関や地域の関係者が速やかに連携できる体制を強化する必要があります。

(10) 権利擁護の推進

ア 成果指標

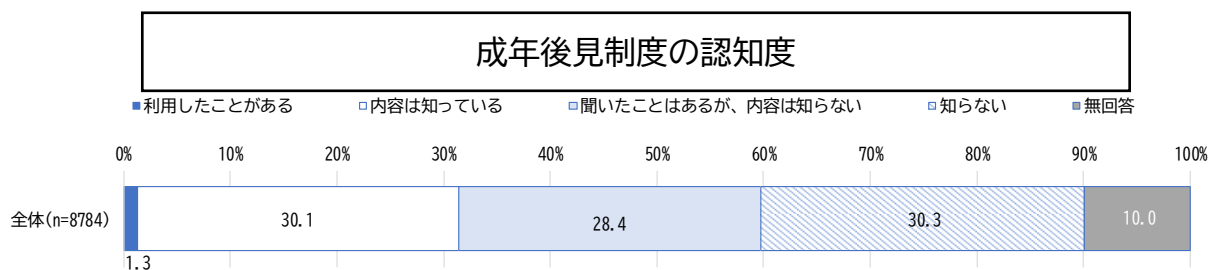
成年後見制度の新規利用者数は、第9期計画作成時の実績値を下回り、第9期最終年度目標値には届いていません。一方、成年後見制度の認知度は、令和6年調査結果において、第9期最終年度目標値を上回りました。

指標	実績値 (第9期計画作成時)	令和7年度 実績値	第9期 目標値	評価
成年後見制度 新規利用者数	67人	65人	82人	🌸🌸🌸
成年後見制度 の認知度(世論 調査)※	58.0%	64.0% (令和6年 調査結果)	61.0%	🌸🌸🌸

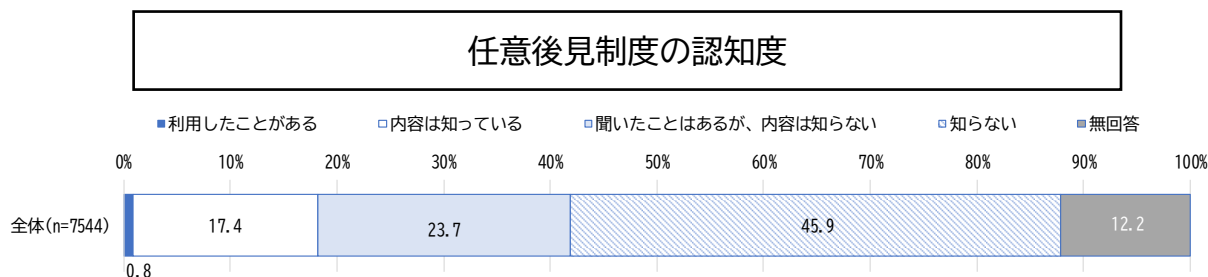
※ 成年後見制度の認知度は「内容は知っている」「聞いたことがある」人の割合の合計

イ 関連する高齢者等実態調査の結果

成年後見制度について、「知らない」と「聞いたことはあるが内容は知らない」を合わせると約6割を占め、制度の内容まで理解している人は限られています。



任意後見制度は、成年後見制度全体よりもさらに認知度が低く、制度への関心も限定的です。



出典：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問13(3,5)，高齢者単身世帯実態調査 問13(3,5)

要介護認定者実態調査 問10(2,4)，第2号被保険者調査 問9(3)

ウ 高齢者等実態調査の結果などから見えてきた課題

- ① 判断能力が低下する前から自分の意思や希望を整理し、必要な制度を選択できるよう、老いへの備えと併せて成年後見制度・任意後見制度を分かりやすく周知する必要があります。
- ② 本人の意思決定と権利を尊重した支援につなげるため、地域包括支援センター、権利擁護センターあだち等による相談・連携体制を強化する必要があります。

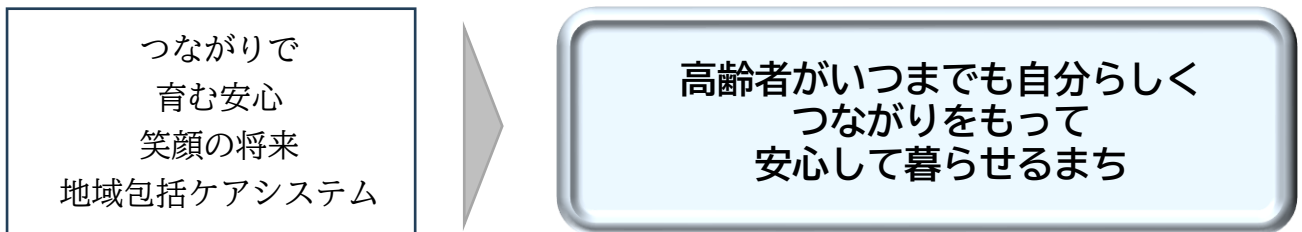
第4章 高齢者保健福祉計画の基本理念と施策

1 基本理念

足立区では、高齢者が心身の状態や生活環境が変化しても、本人の意思と尊厳が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。

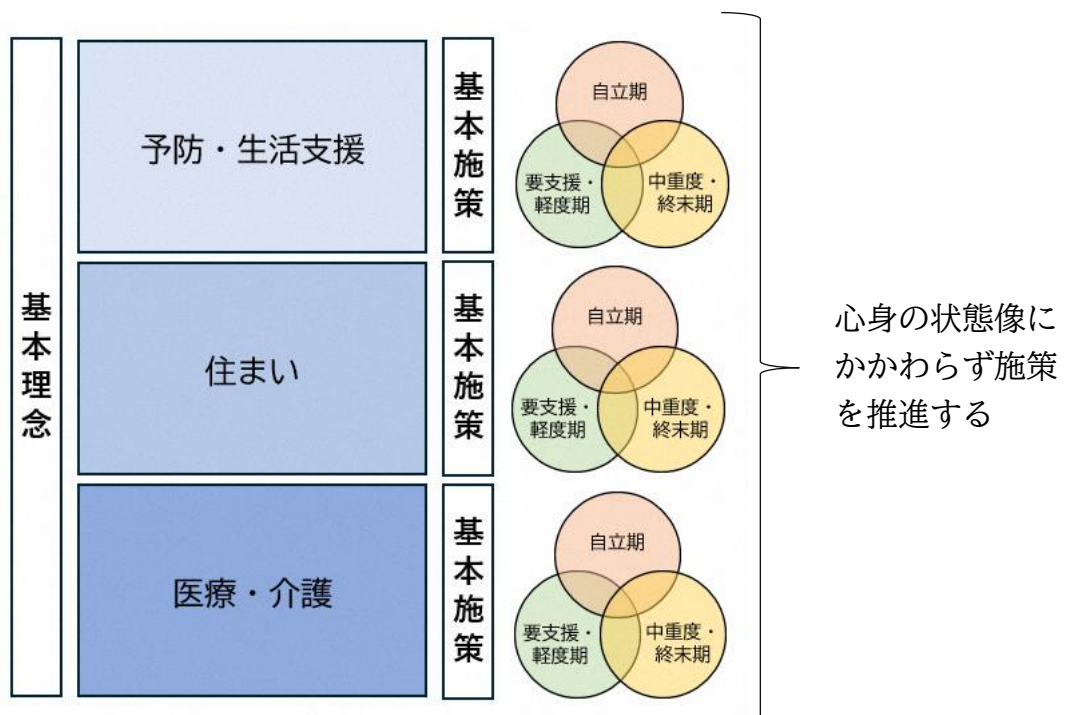
2040年に向けた人口・世帯構成や介護ニーズの変化を見据え、「予防・生活支援」「住まい」「医療・介護」の各分野を連動させ、基本理念である「高齢者がいつまでも自分らしくつながりをもって安心して暮らせるまち」の実現に向けて、施策を総合的に推進します。

【基本理念】



「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」では、取り組むべき重点施策を明確にし、心身の状態に変化があったとしても、これまでのつながりが途切れるものではなく、維持・継続できること、また施策の連動を示すことができるように基本施策を再編しました。「高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」でもこの施策体系を継続し、取組を推進します。

【施策体系】



2 基本目標

本計画では、「予防・生活支援」「住まい」「医療・介護」の構成要素ごとに目標と基本施策を掲げ、構成要素ごとに施策の成果を確認する指標を設定し、計画の進捗確認を行います。

I 予防・生活支援

地域で楽しくつながりを持ち、活躍できる

地域で楽しくつながりを持ち、活躍するためには、高齢者が希望する暮らしを実現できる環境を整備することが重要です。

区では、高齢者が日常生活を楽しくいきいきと過ごすことができるよう、介護予防の取組やおいへの備えを推進するほか、自主グループでの生きがいつくり活動等を支援し、これらの活動を通じて社会参加の取組を充実させます。

また、日常生活支援が適切に提供されるよう、地域住民や様々な団体等が連携し、支え合い体制を構築できるよう、地域ネットワーク作りを支援します。

II 住まい

住み慣れた足立で望む暮らしができる

住まいは、生活を維持するための基盤となります。

区では、安心して生活ができるよう住まいの悩みに対応できる人材の育成や情報の発信に取り組みます。また、住宅の改修を支援する等、住み慣れた住まいでできる限り長く住まうことができる支援を行う他、特別養護老人ホーム等の施設ニーズにも対応した住環境の整備を進めます。

III 医療・介護

医療・介護が必要になっても自分らしい暮らしができる

介護が必要になっても、自分らしく尊厳が守られた暮らしができるためには、介護サービスの安定的な提供と円滑な連携体制が必要です。

区では、介護サービスの質の向上、介護現場の生産性の向上、介護人材の確保といった介護事業者の支援を含め、保険者として介護保険制度の運営に取り組みます。

また、さまざまな場面で必要となる介護と医療との連携について、ネットワーク作りや連携強化の取組を支援します。

3 施策体系

基本理念

高齢者がいつまでも自分らしく
つながりをもって
安心して暮らせるまち

構成要素・基本目標・基本施策

I 予防・生活支援 地域で楽しくつながりを持ち、活躍できる

- (1) 健康を維持するための支援の充実
成果指標：自分が健康だと思う区民の割合（主観的健康観）／
初回介護申請平均年齢
- (2) 生活を支えるための支援の充実
成果指標：地域包括支援センターの認知度／生きがいありの割合
- (3) 人・地域とつながるための機会の確保
成果指標：孤立を感じる割合／閉じこもり傾向にある人の割合
- (4) 認知症施策の推進
成果指標：認知症の人が自分らしく暮らせると思う割合／
介護予防チェックリストでリスク判定された方のうち、
アドバイスを受けた人の割合

II 住まい 住み慣れた足立で望む暮らしができる

- (1) 生活の基盤となる住まいの確保
成果指標：今後の不安について、「住まい」と回答した割合【低減目標】／
緊急通報システムにより支援につながった件数
- (2) 高齢者施設の適切な活用と計画的な整備等
成果指標：1年間に入所できた割合／
入所している介護施設等に満足している人の割合／
高齢者施設入所相談件数

III 医療・介護 医療・介護が必要になっても自分らしい暮らしができる

- (1) 在宅医療介護の推進
成果指標：在宅療養の内容を理解している人の割合／
かかりつけ医がいる割合
- (2) 介護人材の確保・育成支援策の拡充
成果指標：人材を確保できている事業所の割合／
利用している介護サービスに満足している人の割合
- (3) 困難事例に対応するための連携強化
成果指標：高齢者虐待ケースの通報件数／
高齢者虐待以外の困難ケースの通報件数
- (4) 権利擁護の推進
成果指標：成年後見新規利用者数／
「じぶんノート」を活用した老い支度講座の満足度

4 第9期計画策定以降の新規事業一覧

第9期計画策定以降に始まった新規事業や、今後開始予定の新規事業は以下のとおりです。

施策名	事業名	開始時期
Ⅰ（１） 健康を維持するための支援の充実	「ちょこ活」の推進	令和６年度
	あだち脳活ラボ	令和７年度
Ⅰ（３） 人・地域とつながるための機会の確保	共食の場推進事業	令和８年度
Ⅰ（４） 認知症施策の推進	チームオレンジ	令和７年度
	認知症サポーターステップアップ講座	令和８年度
	認知症ピアサポート事業	令和９年度
Ⅱ（１） 生活の基盤となる住まいの確保	住宅確保要配慮者高齢者専用賃貸住宅家賃低廉化補助	令和７年度
Ⅲ（２） 介護人材の確保・育成支援策の拡充	福祉サービス事業所職員家賃支援事業	令和７年度
	（仮）外国人介護人材受入れ支援	令和７年度
	ケアプランデータ連携システム活用促進事業	令和７年度

5 基本施策の取組方針と重点施策、施策一覧

I 予防・生活支援

地域で楽しくつながりを持ち、活躍できる

(1) 健康を維持するための支援の充実

健康を維持することで、自分が望む生活を送ることができるよう、運動器の機能維持等の予防活動を推進します。

取組方針

- ア 高齢者のフレイル予防及び健康寿命の延伸を図るため、運動器機能（筋力、バランス能力、関節機能等）の維持・向上につながる運動習慣の定着を促進します。ウォーキングや体操、軽スポーツ等、日常的に取り組みやすい運動機会の提供について、関係部署や地域団体等と連携しながら推進します。
- イ 高齢者が自身の状態や関心に合った取組を選択できるよう、参加方法の幅を広げるとともに、活動内容の多様化を図ります。
- ウ 高齢期前からの栄養施策と連携し「ぱく増し（たんぱく質増し）」等、「食を通したフレイル予防」に重点を置き、高齢者の体力・筋力の維持を図ります。
- エ 高齢者が自らの心身の状態を把握し、状態に応じた適切な取組につながるよう、専門職による個別アドバイスができる仕組みを広げていきます。

成果指標（案）

No	指標名	対象者
I－(1)－A	自分が健康だと思う区民の割合 （主観的健康観）	70歳以上の方
I－(1)－B	初回介護申請平均年齢	新規要支援・要介護認定者

重点施策

※「関連事業一覧」における所管課の並び順

取組方針を踏まえ、次の事業を重点的に取り組みます。

事業名	事業概要
後期高齢者医療健康診査	後期高齢者の生活習慣病の早期発見及び健康の保持増進を目的とした後期高齢者医療健康診査を実施します。
後期高齢者歯科健診	高齢期における口腔機能の低下を予防し、健康の維持・増進を図るため歯科健診を実施します。
配食サービス促進事業	高齢者の食生活の向上及び孤独感の解消のため、定期的に配食サービスを提供している配食サービス協力店を支援します。

事業名	事業概要
パークで筋トレ	公園や遊歩道を活用し、ストレッチや筋力トレーニング、ウォーキング等、気軽に参加でき、参加者が自主的に継続していけることを目標に事業を開催します。
高齢者配食サービス支援事業	身体的な理由などにより食事の用意が困難な高齢者を対象に配食を実施し、配食時の見守りとバランスの良い栄養摂取を受けることができます。
「ぱく増し」(65歳からのたんぱく増し生活 ～肉も魚も食べよう～)	高齢者に対して、たんぱく質の摂取頻度の向上及び体重や筋肉の維持向上を推進します。
はつらつ測定会	65歳以上の高齢者を対象に、自分の身体状態を知ってもらうことを目的とし、体力測定と認知機能測定を一度に受けられる測定会を開催します(認知機能測定はあだち脳活ラボに登録している方限定)。
はじめてのフレイル予防教室	介護予防チェックリストの結果において、要介護になる恐れのある方のうち、運動機能低下かつ閉じこもりの可能性があると判定された方を対象に、フレイル予防の基礎が学べる教室を開催します。
あだち脳活ラボ	ICT技術を活用し、より多くの高齢者が気軽に「いつでも、どこでも、誰とでも、お一人でも、何回でも」介護予防・認知症予防に取り組める環境を整備します。また、スマホの操作に不慣れな高齢者向けに登録や操作をサポートする場を提供します。

関連事業一覧

No	事務事業名	所管課	重点
(1)	特定健康診査・特定保健指導	国民健康保険課・データヘルス推進課	
(2)	後期高齢者医療健康診査	高齢医療・年金課・データヘルス推進課	●
(3)	後期高齢者歯科健診	高齢医療・年金課・データヘルス推進課	●
(4)	悠々会館の各種健康講座	住区推進課	
(5)	パークで筋トレ	スポーツ振興課	●
(6)	ウォーキング教室	スポーツ振興課	
(7)	高齢者の健康体力づくり活動の機会提供事業	スポーツ振興課	
(8)	スポーツ施設高齢者対象事業	スポーツ振興課	
(9)	配食サービス促進事業	高齢福祉課	●
(10)	高齢者配食サービス支援事業	高齢福祉課	●
(11)	「ばく増し」(65歳からのたんばく増し生活 ～肉も魚も食べよう～)	高齢者はつらつ支援課	●
(12)	はつらつ教室	高齢者はつらつ支援課	
(13)	はつらつ測定会	高齢者はつらつ支援課	●
(14)	はじめてのフレイル予防教室	高齢者はつらつ支援課	●
(15)	食べてフレイル予防事業	高齢者はつらつ支援課・国民健康保険課・ 高齢医療・年金課・データヘルス推進課	
(16)	高齢者ボランティア(元気応援ポイント)	高齢者はつらつ支援課	
(17)	胃がん内視鏡検診	データヘルス推進課	
(18)	大腸がん検診	データヘルス推進課	
(19)	乳がん検診	データヘルス推進課	
(20)	子宮頸がん検診	データヘルス推進課	
(21)	肺がん検診	データヘルス推進課	
(22)	健康増進健診	データヘルス推進課	
(23)	成人歯科健診	データヘルス推進課	
(24)	あだちベジタベライフの定着	こころとからだの健康づくり課	
(25)	健康づくり推進員の育成・支援	こころとからだの健康づくり課	
(26)	保健師による本人及び家族支援のための地域コーディネート	各保健センター等	
(27)	「ちょこ活」の推進	こころとからだの健康づくり課	
(28)	あだち脳活ラボ	高齢者はつらつ支援課	●

(2) 生活を支えるための支援の充実

高齢者の心身状態にかかわらず、本人が望む在宅生活を営むことができるよう、在宅生活を支える取組を推進します。

取組方針

- ア 介護保険外給付事業について、適切な周知啓発の上、必要な方の利用促進を図ります。
- イ 介護予防や社会参加を促進する地域における自主的なグループを創出します。
- ウ 高齢者本人・家族の方が、適切な介護知識・技術を習得するための相談が気軽にできるよう、地域包括支援センターの認知度向上を図ります。
- エ 高齢者が趣味や生きがいを持って生活できるよう、学習、就労、ボランティア等の多様な地域活動への参加を支援します。

成果指標（案）

No	指標名	対象者
I－(2)－A	地域包括支援センターの認知度	65歳以上の方 (要支援・要介護認定者除く)
I－(2)－B	生きがいありの割合	65歳以上の方 (要介護認定者除く)

重点施策

※「関連事業一覧」における所管課の並び順

取組方針を踏まえ、次の事業を重点的に取り組みます。

事業名	事業概要
みんなで元気アップ教室	社会参加促進のための高齢者の自主的な健康づくりグループを育成します。
家族介護者教室（地域包括支援センター）	地域包括支援センターが、高齢者を介護する家族等を対象に、適切な介護知識・技術を習得し、外部サービスの適切な利用方法の習得や家族・介護者が抱える悩みや相談の場、介護者同士の交流の場等として開催します。

関連事業一覧

No	事務事業名	所管課	重点
(1)	学び情報提供サービス	生涯学習支援課	
(2)	あだち区民大学塾の支援事業	生涯学習支援課	
(3)	地域学習センター登録団体による出張講座・発表支援事業	生涯学習支援課	
(4)	消費生活相談事業	産業政策課	
(5)	シルバー人材センターの支援	企業経営支援課	
(6)	生活困窮者自立支援相談	福祉まるごと相談課	
(7)	高齢者入浴事業(ゆ〜ゆ〜湯入浴証)	高齢福祉課	
(8)	見守りキーホルダーの配付	高齢福祉課	
(9)	高齢者日常生活用具給付事業(補聴器以外)	高齢福祉課	
(10)	救急医療情報キット支給事業	高齢福祉課	
(11)	ひとり歩き高齢者等位置検索サービス費用助成事業	高齢福祉課	
(12)	高齢者訪問理美容サービス事業	高齢福祉課	
(13)	紙おむつの支給事業	高齢福祉課	
(14)	要介護高齢者家族会の支援事業	高齢福祉課	
(15)	あったかサポート事業	高齢福祉課・社会福祉協議会	
(16)	ちょこっとサポート事業	高齢福祉課・社会福祉協議会	
(17)	みんなで元気アップ教室	高齢者はつらつ支援課	●
(18)	住区センターにおける自主的な介護予防講座	高齢者はつらつ支援課	
(19)	地域ミニデイサービス(ふれあい遊湯う)事業	高齢者はつらつ支援課	
(20)	出張相談窓口(地域包括支援センター)	高齢者はつらつ支援課	
(21)	家族介護者教室(地域包括支援センター)	高齢者はつらつ支援課	●
(22)	自立支援・重度化防止に向けたマネジメント機能の強化	医療介護連携課	
(23)	持続可能な交通手段の確保	交通対策課	
(24)	交通安全教育の実施	交通対策課	
(25)	高齢者等にやさしい公園の整備	パークイノベーション推進課	
(26)	安全で快適な歩道の整備	道路整備課道路維持課	
(27)	教職員研修と福祉との連携(人権教育研修会、いじめ早期発見・対策研修会、自殺予防研修会)	教育指導課	
(28)	高齢者あんしん生活支援事業	社会福祉協議会	
(29)	車いす貸出事業	社会福祉協議会	

(3) 人・地域とつながるための機会の確保

孤立することなく地域との関係性を感じることができるよう、つながるための手段と機会を拡充します。

取組方針

- ア 高齢者の心身の状態や関心に応じて、フレイル予防や地域活動への参加につながる働きかけを進めます。
- イ 町会・自治会による孤立ゼロプロジェクト高齢者等実態調査や、自主的な見守り・声かけ、居場所づくり活動を支援し、高齢者への見守りネットワークを強化していきます。
- ウ 地域住民やボランティアによる「見守り」「声かけ」など、絆のあんしんネットワークの活用とともに、多様化する見守り機器等の周知と利用促進を図ります。

成果指標（案）

No	指標名	対象者
I－(3)－A	孤立を感じる割合	75歳以上の単身者
I－(3)－B	閉じこもり傾向にある人の割合	65歳以上の方 (要介護認定者除く)

重点施策

※「関連事業一覧」における所管課の並び順

取組方針を踏まえ、次の事業を重点的に取り組みます。

事業名	事業概要
住区センター（悠々館）等の運営	高齢者が憩える場を提供し、住区センター（悠々館）の来館者が安心して利用できる事業を展開していきます。
絆のあんしんネットワーク	地域包括支援センターが中心となり、高齢者やその家族が抱える問題を早期に発見し、必要なサービスにつなげることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指すネットワークを充実していきます。
避難行動要支援者対策推進事業	水害時の避難の実効性を高めるため、高齢者や障がい者等のうち自分一人では避難できず誰かの支援を必要とする方々に、水害時個別避難計画書を作成します。
友愛実践活動への支援	老人クラブの会員が、地域のひとり暮らしやねたきり高齢者を訪問し、孤独感解消のための話し相手や日常生活援助などを行います。
ふれあいサロン支援事業	地域の高齢者や障がい者等の望まない孤独・孤立を防ぐため、区民が自主的・自発的に交流するサロン活動を支援し支えあう地域づくりを推進します。
共食の場推進事業	楽しく食事をとりながら、交流を行う「共食の場」を推進し、孤立防止や心身の健康増進、地域交流を図ります。

関連事業一覧

No	事務事業名	所管課	重点
(1)	町会・自治会との連携	絆づくり担当課	
(2)	住区de 団らん事業	住区推進課	
(3)	住区センター(悠々館)等の運営	住区推進課	●
(4)	生涯学習ボランティア活動の推進事業	生涯学習支援課	
(5)	絆のあんしんネットワーク	絆づくり担当課	●
(6)	消費者被害未然・拡大防止のための地域包括支援センター・介護事業所・障がい者施設への情報提供	産業政策課	
(7)	民生・児童委員との連携	福祉管理課	
(8)	避難行動要支援者対策推進事業	福祉管理課	●
(9)	老人クラブ助成事業	高齢福祉課	
(10)	友愛実践活動への支援	高齢福祉課	●
(11)	ふれあいサロン支援事業	社会福祉協議会	●
(12)	おはよう訪問事業	社会福祉協議会	
(13)	ボランティアセンター運営事業	社会福祉協議会	
(14)	ボランティアまつり事業	社会福祉協議会	
(15)	共食の場推進事業	高齢者はつらつ支援課	●

(4) 認知症施策の推進

本人の変化にご自身で気づけるよう、また周囲や専門機関が確認できるよう、定期的な健康診断の受診を促進し、早期発見・早期対応につながる取組を推進します。

取組方針

- ア 認知症基本法及び国の認知症施策推進基本計画を踏まえ、足立区認知症施策推進計画に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進します。
- イ 認知症サポーター養成講座を通じて、認知症に関する正しい知識と理解を広げ、認知症の人や家族を地域で見守り、支える環境づくりを進めます。
- ウ 介護予防チェックリストや認知症検診など、様々な機会を活用し変化の気づき、訪問支援につなげます。
- エ 認知症カフェや認知症ピアサポート事業を通じて、本人や家族が相談・交流できる環境を整えます。

成果指標（案）

No	指標名	対象者
I－(4)－A	認知症の人が自分らしく暮らせると思う割合	65歳以上の方及び要介護認定を受けている方等
I－(4)－B	介護予防チェックリストでリスク判定された方のうち、アドバイスを受けた人の割合	65歳以上の方 (要支援・要介護認定者除く)

重点施策

※「関連事業一覧」における所管課の並び順

取組方針を踏まえ、次の事業を重点的に取り組みます。

事業名	事業概要
高齢者日常生活用具給付事業（補聴器）	高齢期の中等度難聴の方が補聴器を購入した際の費用の一部を助成します。
認知症サポーター養成講座の実施	認知症の人が地域で安心して暮らしていけるよう、認知症を理解してもらう講座を主に地域包括支援センターが開催し、認知症サポーターの養成を図ります。
認知症訪問支援事業	地域包括支援センターが、65歳以上の介護認定未確定高齢者のうち認知症やフレイルのリスクの高い高齢者に対し、早期発見・早期対応による予防的支援（実態把握）を実施します。
認知症カフェ	認知症の人や家族を対象に同じ悩みを持つ人同士の交流の場又は地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いを理解し合う場として開催します。

事業名	事業概要
認知症ピアサポート事業	認知症に関して同じような立場や経験を持つ人同士が対等な仲間（ピア）として交流し、不安や悩みを共有し合う場です。

関連事業一覧

No	事務事業名	所管課	重点
(1)	高齢者日常生活用具給付事業(補聴器)	高齢福祉課	●
(2)	認知症サポーター養成講座の実施	高齢者はつらつ支援課	●
(3)	声かけ訓練	高齢者はつらつ支援課	
(4)	認知症検診推進事業	高齢者はつらつ支援課	
(5)	認知症訪問支援事業	高齢者はつらつ支援課	●
(6)	認知症初期集中支援推進事業	高齢者はつらつ支援課	
(7)	認知症普及啓発事業	高齢者はつらつ支援課	
(8)	若年性認知症の本人・家族への支援	高齢者はつらつ支援課	
(9)	もの忘れ相談事業	高齢者はつらつ支援課	
(10)	認知症カフェ	高齢者はつらつ支援課	●
(11)	チームオレンジ	高齢者はつらつ支援課	
(12)	認知症サポーターステップアップ講座	高齢者はつらつ支援課	
(13)	本人ミーティング	高齢者はつらつ支援課	
(14)	認知症ケアパス	高齢者はつらつ支援課	
(15)	認知症ピアサポート事業	高齢者はつらつ支援課	●

Ⅱ 住まい

住み慣れた足立で望む暮らしができる

(1) 生活の基盤となる住まいの確保

住み慣れた地域で過ごすため、基盤となる住まいの確保を促進します。

取組方針

- ア 心身の状態に合わせた住宅の改修等の支援を実施します。
- イ 住まいの確保が困難な高齢者に対し、あだちお部屋さがしサポート事業を通じて、住宅部門と福祉部門が連携して民間賃貸住宅への入居を支援します。

成果指標（案）

No	指標名	対象者
Ⅱ－(1)－A	今後の不安について、「住まい」と回答した割合【低減目標】	65 歳以上の方及び要介護認定を受けている方等
Ⅱ－(1)－B	緊急通報システムにより支援につながった件数	65 歳以上で、区が設置する緊急通報システムを導入している方

重点施策

※「関連事業一覧」における所管課の並び順

取組方針を踏まえ、次の施策を重点的に取り組みます。

事業名	事業概要
高齢者住宅改修給付（予防給付）	日常生活動作に低下が認められる方で、介護保険非該当（自立）と認定された高齢者に、手すりの設置や段差解消等の費用の一部を助成します。
高齢者住宅改修給付（設備改修）	日常生活動作に低下が認められる方で、介護保険で「要支援」・「要介護」の認定を受けている高齢者に、浴槽の取り替え、便器の洋式化などの改修費の一部を助成します。
緊急通報システムの設置事業	居宅内での緊急時にペンダント式のボタンを押すと民間受信センターに自動通報する機器と、生活リズムセンサーを設置します。通報を受けた事業者は、必要に応じて自宅への駆けつけや救急通報を行います。
あだちお部屋さがしサポート事業（専門職員の配置、個別寄り添い住宅相談会）	住宅相談窓口専門職員を配置し、区内の不動産協会と区の住宅・福祉部門とが協働し、「個別寄り添い住宅相談」を実施するなど高齢者等の民間賃貸住宅への入居をサポートします。

関連事業一覧

No	事務事業名	所管課	重点
(1)	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進	障がい福祉課・都市建設課	
(2)	高齢者住宅改修給付(予防給付)	高齢福祉課	●
(3)	高齢者住宅改修給付(設備改修)	高齢福祉課	●
(4)	高齢者見守りサービス助成	高齢福祉課	
(5)	緊急通報システムの設置事業	高齢福祉課	●
(6)	軽費老人ホーム(都市型軽費老人ホームを含む)の支援	高齢福祉課	
(7)	家具転倒防止器具取付工事等助成	建築防災課	
(8)	住宅改良助成	建築防災課	
(9)	高齢者向け優良賃貸住宅への家賃助成	住宅課	
(10)	シルバーハウジング・シルバーピアの管理運営	住宅課	
(11)	あだちお部屋さがしサポート事業(専門職員の配置、個別寄り添い住宅相談会)	住宅課・高齢者はつらつ支援課	●
(12)	住宅確保要配慮者高齢者専用賃貸住宅家賃低廉化補助	住宅課	

(2) 高齢者施設の適切な活用と計画的な整備等

高齢者施設については、在宅での生活が困難な方が適切に入所できるよう、情報提供等により既存の施設を最大限に活用しつつ、整備については必要量を適切に把握し、検討していきます。

取組方針

- ア 施設入所時の悩み解消に向け、本人・家族向けに待機状況や入居費用等の情報提供を進めます。
- イ 本人・家族の意向を踏まえつつ、在宅での生活が困難な方が優先入居できるよう適切に案内できる体制をつくります。
- ウ 特別養護老人ホームについては、既存施設を最大限に活用しながら、入所希望者の状況や将来の介護サービス需要等の必要量を把握し、検討していきます。認知症対応型共同生活介護については、将来の介護サービス需要等の必要量を把握し、計画的な整備を進めます。

成果指標（案）

No	指標名	対象者
Ⅱ－（２）－Ａ	１年間に入所できた割合	早期入所の必要性の高い優先度 Ａ待機者
Ⅱ－（２）－Ｂ	入所している介護施設等に満足している人の割合	要介護認定を受けている方
Ⅱ－（２）－Ｃ	高齢者施設入所相談件数	高齢者施設への入所を希望する 本人や家族

重点施策

※「関連事業一覧」における所管課の並び順

取組方針を踏まえ、次の施策を重点的に取り組みます。

事業名	事業概要
特別養護老人ホームの整備	特別養護老人ホーム入所待機者のうち、特に優先度の高い方が速やかに入所できるように、既存の施設を最大限に活用するための施策を進めていきます。その上で、必要量を適切に把握し、計画的に整備を進めていきます。
認知症対応型共同生活介護の整備	認知症の高齢者が今後も増加することが予測される中、認知症の高齢者の方が安定した生活を送ることができるよう、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の必要量を適切に把握し、計画的に施設を整備します。

関連事業一覧

No	事務事業名	所管課	重点
(1)	特別養護老人ホームの整備	高齢福祉課	●
(2)	認知症対応型共同生活介護の整備	介護保険課	●

Ⅲ 医療 ・介護

医療・介護が必要になっても自分らしい暮らしができる

(1) 在宅医療介護の推進

在宅での生活を支援するため、在宅医療と訪問介護の充実及び連携を強化するとともに、相談体制の充実を図ります。

取組方針

- ア 在宅医療（訪問看護）と訪問介護の充実及び連携を強化します。
- イ 多職種連携研修等を通じて医療・介護関係者の連携を深め、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応及び看取り等、本人の状態や生活場面に応じた支援を充実します。
- ウ 入居施設等での対応力・質の向上を図ります。
- エ 医療・介護職が相談できる体制を強化、支援します。

成果指標（案）

No	指標名	対象者
Ⅲ－（１）－Ａ	在宅療養の内容を理解している人の割合	65 歳以上の方及び要介護認定を受けている方等
Ⅲ－（１）－Ｂ	かかりつけ医がいる割合	55 歳～64 歳の第２号被保険者

重点施策

※「関連事業一覧」における所管課の並び順

取組方針を踏まえ、次の事業を重点的に取り組みます。

事業名	事業概要
在宅療養サービスの向上・普及啓発	在宅療養サービスの向上を図る研修会を開催するとともに、区民向け講座や区民まつり等のイベントを通じて、在宅療養に関する普及啓発を推進します。
多職種連携研修	医療機関・歯科・薬局・介護事業者等の在宅療養に関わる人たちが集まり、事例検討などを通じて、相互理解を深めることで、在宅療養を支えるために必要な連携体制の向上を図ります。
かかりつけ医・歯科医・薬局等の専門機関の啓発活動の支援	在宅療養には、かかりつけの医療機関とのつながりが大切であることを、リーフレットや啓発紙を発行して周知を図っていきます。

事業名	事業概要
福祉サービス第三者評価 受審支援事業	第三者の評価機関が、専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質等を評価し、利用者や事業者公表することで、利用者に対する情報提供を行うとともに、事業者サービスの質の向上を促し、利用者本位の福祉の実現を目指します。

関連事業一覧

No	事務事業名	所管課	重点
(1)	地域ケアネットワーク事業(地域包括支援センター)	高齢者はつつ支援課	
(2)	在宅医療・介護連携に関する相談支援	医療介護連携課	
(3)	地域ケア会議(地域包括支援センター)	医療介護連携課	
(4)	在宅療養サービスの向上・普及啓発	医療介護連携課	●
(5)	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	医療介護連携課	
(6)	多職種連携研修	医療介護連携課	●
(7)	メディカルケアステーションの活用促進	医療介護連携課	
(8)	かかりつけ医・歯科医・薬局等の専門機関の啓発活動の支援	医療介護連携課	●
(9)	住宅改修支援事業(理由書作成)	介護保険課	
(10)	福祉サービス第三者評価受審支援事業	介護保険課	●
(11)	食支援ネットワークの推進	高齢者はつつ支援課	

(2) 介護人材の確保・育成支援策の拡充

介護サービスに従事する人材の確保、育成を支援します。

取組方針

- ア 介護人材の確保・定着に向け、介護人材確保の就労支援につながる事業の工夫と拡充を図ります。
- イ 介護職員等の専門性と対応力を高めるため、スキルアップ研修や認知症介護実践者研修を実施し、介護サービスの質の向上と人材育成を進めます。
- ウ 外国人介護人材など多様な担い手の活用に向け、受入れや定着を支援する取組を推進します。

成果指標（案）

No	指標名	対象者
Ⅲ－（２）－Ａ	人材を確保できている事業所の割合	在宅サービス提供事業者等
Ⅲ－（２）－Ｂ	利用している介護サービスに満足している人の割合	要介護認定を受けている方

重点施策

※「関連事業一覧」における所管課の並び順

取組方針を踏まえ、次の事業を重点的に取り組みます。

事業名	事業概要
生活支援サポーター養成事業	新しい介護サービスの担い手として、主に買い物・掃除・洗濯・ごみ出しなどを行う、足立区が認定する生活支援サポーターを養成します。
介護人材雇用創出事業	介護事業所での就労を希望する方（資格不問）を一定期間の就労体験（２～３箇月）の後、雇用契約を結ぶマッチングを行い、介護人材の確保・育成を図ります。
介護のしごと相談・面接会	身近な地域に居住する潜在的福祉人材を掘り起こし、求人事業者と結び付けて、福祉分野の人材確保と区民の就労機会の拡大を図ります。
介護職員資格取得研修助成	区内介護サービス事業所等の人材確保と育成を図るため、事業所を通して行う介護職員初任者・実務者研修受講費を助成します。
スキルアップ研修	医療機関・歯科・薬局・介護事業者等在宅医療に関わる人たちに、医療・介護現場の症例から役立つ知識を習得してもらうことにより、在宅医療に必要な人材の育成と医療・介護の連携の向上を図ります。

事業名	事業概要
認知症介護実践者研修	事業所に勤務する認知症介護のリーダーに対し、実践的な研修を行い、介護職員等の資質向上を図ります。
ケアプランデータ連携システム活用促進事業	介護職員及び介護事業所の負担軽減対策として、ケアプランデータ連携システムの導入を支援します。

関連事業一覧

No	事務事業名	所管課	重点
(1)	生活支援サポーター養成事業	医療介護連携課	●
(2)	介護人材雇用創出事業	医療介護連携課	●
(3)	介護のしごと相談・面接会	医療介護連携課	●
(4)	介護職員資格取得研修助成	医療介護連携課	●
(5)	介護職員研修事業	医療介護連携課・社会福祉協議会	
(6)	スキルアップ研修	医療介護連携課	●
(7)	介護支援専門員研修事業	介護保険課	
(8)	認知症介護実践者研修	介護保険課	●
(9)	認知症介護実践者等フォローアップ研修	介護保険課	
(10)	介護従事者永年勤続褒賞事業	介護保険課	
(11)	福祉サービス事業所職員家賃支援事業	医療介護連携課	
(12)	(仮)外国人介護人材受入れ支援	医療介護連携課	
(13)	ケアプランデータ連携システム活用促進事業	介護保険課	●
(14)	認知症ケアプログラム事業	高齢者はつらつ支援課	

(3) 困難事例に対応するための連携強化

介護と福祉、医療と介護といった他機関との連携を促進し、切れ目のない支援体制の構築を推進します。

取組方針

- ア 高齢者虐待や独居高齢者生活破綻等、医療、介護の連携が不可欠な事例に迅速に対応します。
- イ 困難事例に関わる対応のため、地域包括支援センター、関係機関（医療機関・介護事業者）の対応力向上を図ります。

成果指標（案）

No	指標名	対象者
Ⅲ－（３）－Ａ	高齢者虐待ケースの通報件数	虐待を受けているもしくは可能性がある 65 歳以上の方等
Ⅲ－（３）－Ｂ	高齢者虐待以外の困難ケースの通報件数	上記対象者を除いた支援困難者

重点施策

※「関連事業一覧」における所管課の並び順

取組方針を踏まえ、次の施策を重点的に取り組みます。

事業名	事業概要
高齢者虐待対応	高齢者虐待に関する通報に対しては、地域包括支援センターと連携して全件対応を行い、適切な支援となるよう進行管理を行っています。
独居高齢者生活支援	単身高齢者の増加に伴い、経済的困窮、疾病等により在宅生活が困難となった高齢者世帯に対しては、高齢者虐待対応に準じた適切な生活支援を関係機関と連携し取り組んでいます。
地域包括支援センターの機能強化	基幹地域包括支援センターは、各地域包括支援センターからの支援困難事例等の相談に応じ、助言等の支援を行います。

関連事業一覧

No	事務事業名	所管課	重点
(1)	要支援者早期発見のためのライフライン関係事業者等との連携	福祉まると相談課	
(2)	地域包括支援センターの機能強化	高齢者はつらつ支援課	●
(3)	訪問等による高齢者の実態把握(地域包括支援センター)	高齢者はつらつ支援課	
(4)	地域包括支援センターの評価(25か所)	高齢者はつらつ支援課	
(5)	老人ホーム入所措置事業	医療介護連携課	
(6)	緊急一時保護事業(老人福祉法10条・11条)	医療介護連携課	
(7)	高齢者虐待対応	医療介護連携課	●
(8)	独居高齢者生活支援	医療介護連携課	●
(9)	高齢者虐待ネットワーク事業	医療介護連携課	
(10)	高齢者虐待研修	医療介護連携課	
(11)	高齢者福祉相談	生活支援推進課	

(4) 権利擁護の推進

高齢者が経済的・身体的要因等により権利が制限される状態であっても、意思決定が支援され、尊厳が守られるよう、権利擁護の取組を推進します。

取組方針

- ア 本人の価値観に基づく意思決定ができるよう、じぶんノート（エンディングノート）を含めた活動を促進します。
- イ 本人の判断能力が十分でない場合にも権利と財産が守られるよう、成年後見制度等利用支援事業を通じて制度の適切な利用を支援するとともに、成年後見センターあだちを中心とした相談・支援体制を強化します。

成果指標（案）

No	指標名	対象者
Ⅲ－（４）－Ａ	成年後見審判区長申立件数	区長申立て以外の手立てがない 65歳以上の方
Ⅲ－（４）－Ｂ	「じぶんノート」を活用した 老い支度講座の満足度	老い支度講座参加者 (65歳以上の方及びその家族)

重点施策

※「関連事業一覧」における所管課の並び順

取組方針を踏まえ、次の事業を重点的に取り組みます。

事業名	事業概要
老い支度啓発事業	年齢に応じて必要な備えを主体的に行ってもらえるように、老い支度の啓発・PRを行います。 地域包括支援センターに業務委託し、じぶんノート（エンディングノート）を活用した老い支度講座を開催します。
成年後見制度等利用支援事業	認知症等の原因により判断能力が不十分な高齢者等の権利及び財産等を守る仕組みである成年後見制度の利用を促進します。
権利擁護センターあだちの運営	地域包括支援センターの権利擁護業務、総合相談業務への支援など専門的な役割を担うとともに高齢者、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう法人後見を実施するなど権利擁護事業の推進に努めます。

関連事業一覧

No	事務事業名	所管課	重点
(1)	老い支度啓発事業	医療介護連携課・社会福祉協議会	●
(2)	成年後見制度利用助成事業	医療介護連携課	
(3)	福祉サービス苦情等解決委員会の運営	医療介護連携課・社会福祉協議会	
(4)	「成年後見制度」周知事業	医療介護連携課・社会福祉協議会	
(5)	成年後見制度等利用支援事業	医療介護連携課・社会福祉協議会	●
(6)	成年後見制度推進機関の運営	医療介護連携課・社会福祉協議会	
(7)	成年後見制度利用促進	医療介護連携課・社会福祉協議会	
(8)	地域連携ネットワークの構築	医療介護連携課・社会福祉協議会	
(9)	権利擁護センターあだちの運営	社会福祉協議会	●
(10)	地域福祉権利擁護事業	社会福祉協議会	

第5章 第10期介護保険事業計画

1 介護保険事業の現状と推計

(1) 被保険者数の現状と推計

ア 被保険者数の現状

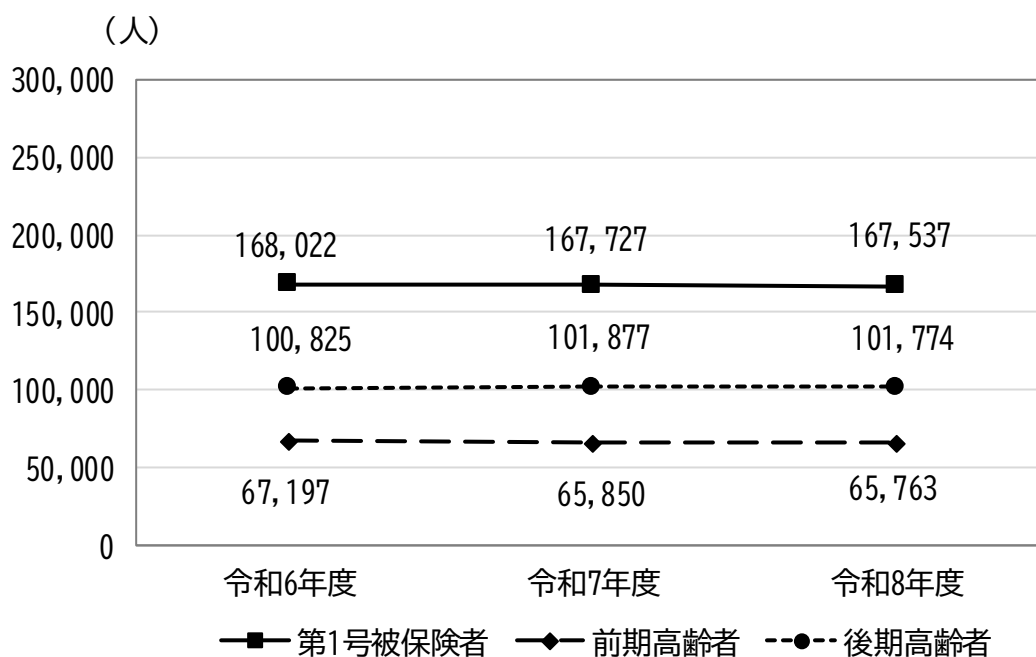
第1号被保険者数（令和6年度 168,022 人、令和7年度 167,727 人）、前期高齢者数（令和6年度 67,197 人、令和7年度 65,850 人）は減少傾向、後期高齢者数（令和6年度 100,825 人、令和7年度 101,877 人）は増加傾向にあります。前期高齢者数・後期高齢者数ともに計画値を下回っています。

第2号被保険者数（令和6年度 248,556 人、令和7年度 249,586 人）は、増加傾向にあります。

（単位：人）

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
65歳以上の被保険者 （第1号被保険者）	168,022	171,566	167,727	173,145	167,537	174,968
65～74歳の 前期高齢者	67,197	68,869	65,850	67,283	65,763	66,780
75歳以上の 後期高齢者	100,825	102,697	101,877	105,862	101,774	108,188
40～64歳の被保険者 （第2号被保険者）	248,556	248,212	249,586	249,592	250,167	250,650

出典：あだちの介護保険（令和6年度、7年度）
高齢者施策推進室推計（令和8年度）



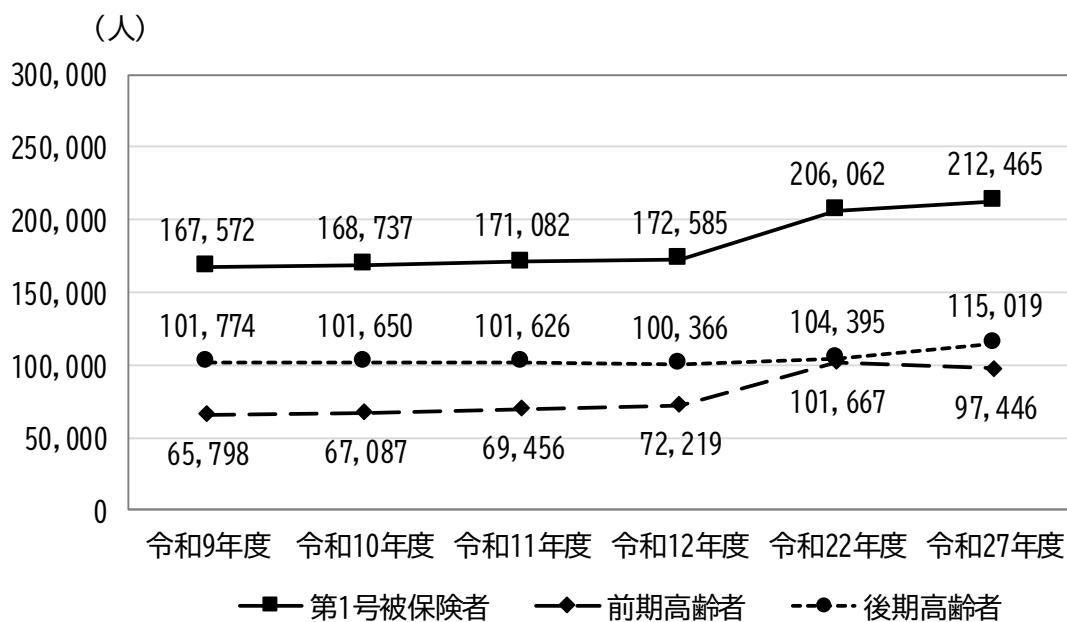
イ 被保険者数の推計

第1号被保険者数（令和9年度167,572人、令和10年度168,737人、令和11年度171,082人）は増加する見込みです。前期高齢者数（令和9年度65,798人、令和10年度67,087人、令和11年度69,456人）は増加する見込みですが、後期高齢者数（令和9年度101,774人、令和10年度101,650人、令和11年度101,626人）は大きく変化しない見込みです。

（単位：人）

区分	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和22年度	令和27年度
65歳以上の被保険者 （第1号被保険者）	167,572	168,737	171,082	172,585	206,062	212,465
65～74歳の 前期高齢者	65,798	67,087	69,456	72,219	101,667	97,446
75歳以上の 後期高齢者	101,774	101,650	101,626	100,366	104,395	115,019
40～64歳の被保険者 （第2号被保険者）	229,906	230,326	230,067	228,825	219,080	226,914

出典：高齢者施策推進室推計



(2) 要介護認定者数の現状と推計

ア 要介護認定者数の現状

要支援認定者数（令和6年度 9,845 人、令和7年度 10,107 人）については、微増傾向にありますが、計画値を下回っています。令和6年度、令和7年度の要支援2の実績値は計画値を上回っていますが、要支援1の実績値は計画値を下回っています。

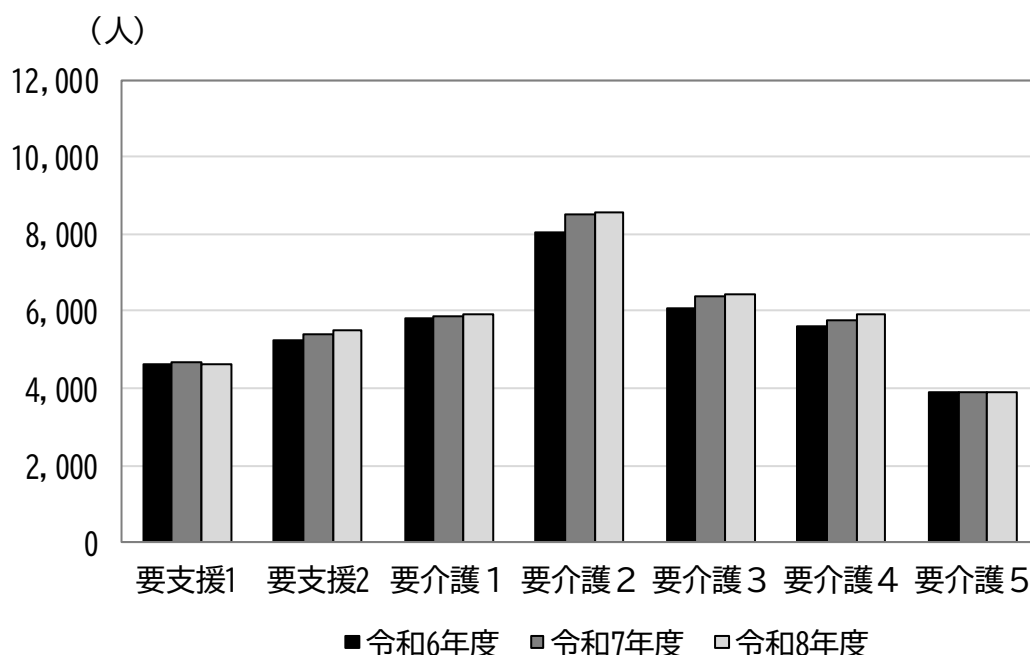
要介護認定者数（令和6年度 29,400 人、令和7年度 30,412 人）についても、微増傾向にありますが、計画値を下回っています。令和6年度、令和7年度の要介護2の実績値は計画値を上回っていますが、それ以外の実績値は計画値を下回っています。

(単位：人)

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
要支援認定者	9,845	10,005	10,107	10,230	10,145	10,461
要支援1	4,626	5,038	4,692	5,143	4,634	5,248
要支援2	5,219	4,967	5,415	5,087	5,511	5,213
要介護認定者	29,400	30,512	30,412	31,708	30,713	32,984
要介護1	5,800	6,207	5,882	6,412	5,937	6,634
要介護2	8,033	7,895	8,498	8,162	8,539	8,448
要介護3	6,089	6,147	6,360	6,406	6,449	6,686
要介護4	5,601	5,950	5,765	6,225	5,910	6,514
要介護5	3,877	4,313	3,907	4,503	3,878	4,702
合計	39,245	40,517	40,519	41,938	40,858	43,445

出典：あだちの介護保険（令和6年度、7年度）

高齢者施策推進室推計（令和8年度）



イ 要介護認定者数の推計

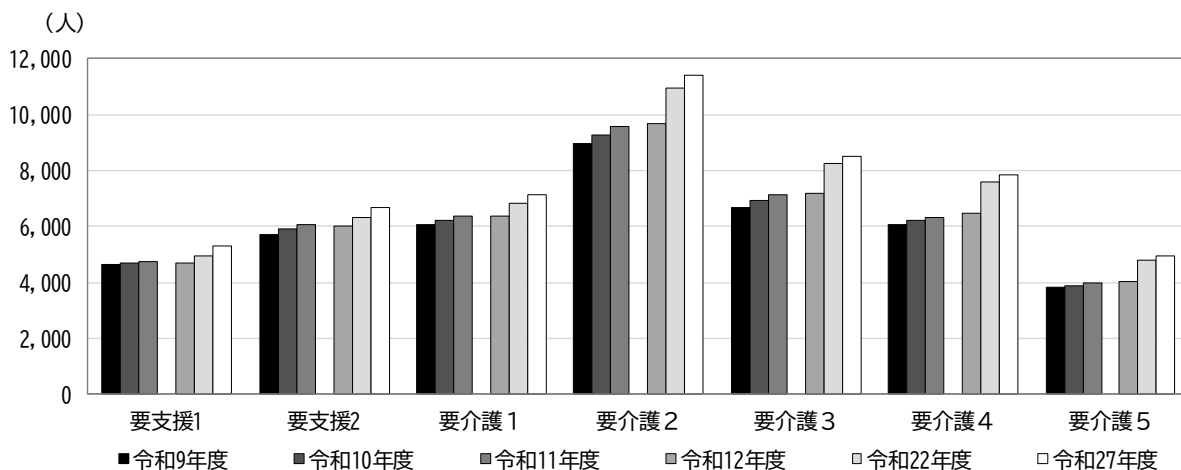
要支援・要介護認定者数（令和9年度41,958人、令和10年度43,090人、令和11年度44,188人）は、高齢者数の増加に伴って増加する見込みです。

（単位：人）

区分	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和22年度	令和27年度
要支援認定者	10,360	10,588	10,783	10,724	11,286	11,978
要支援1	4,658	4,693	4,736	4,702	4,962	5,293
要支援2	5,702	5,895	6,047	6,022	6,324	6,685
要介護認定者	31,598	32,502	33,405	33,729	38,434	39,784
要介護1	6,049	6,201	6,386	6,390	6,810	7,115
要介護2	8,950	9,291	9,584	9,667	10,972	11,400
要介護3	6,682	6,917	7,123	7,188	8,238	8,505
要介護4	6,072	6,199	6,341	6,451	7,613	7,829
要介護5	3,845	3,894	3,971	4,033	4,801	4,935
合計	41,958	43,090	44,188	44,453	49,720	51,762
認定率※	24.5%	25.0%	25.2%	25.2%	23.7%	23.9%

出典：高齢者施策推進室推計

※ 認定率は第1号被保険者数（65歳以上の被保険者数）に占める要支援・要介護認定者数の割合として算出しています。



(3) サービス利用者数の現状と推計

ア 介護サービス利用者数の現状

介護サービス利用者数は、令和6年度には32,673人でしたが、令和7年度には33,768人と、3.4%増加しています。

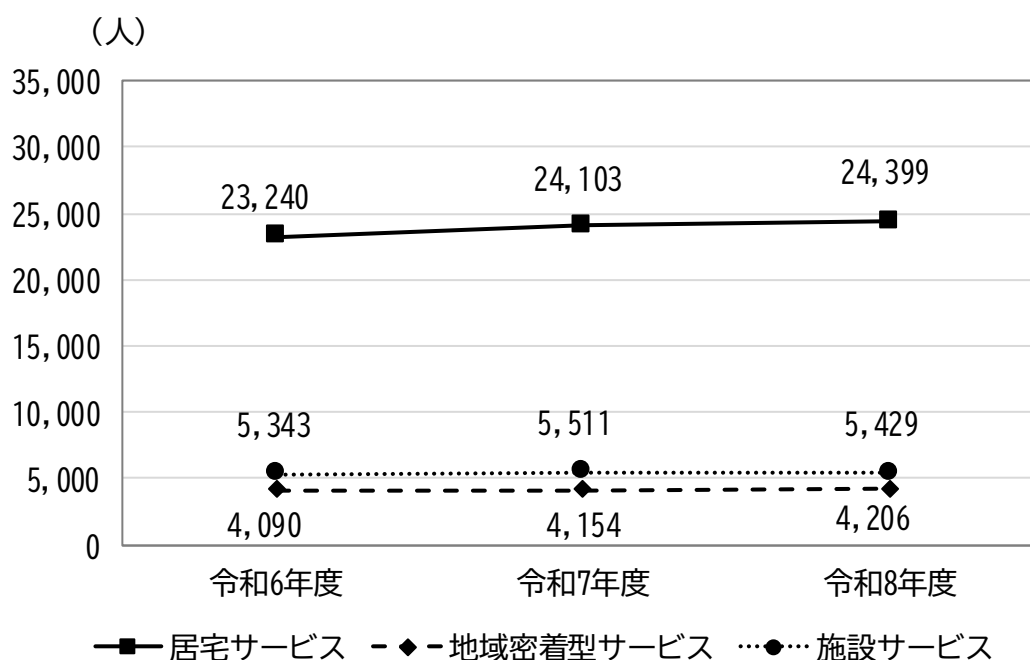
介護サービス利用者数を介護サービスの種類別にみると、居宅サービスが最も多く、施設サービス、地域密着型サービスと続いており、いずれも実績値は計画値を下回っています。利用者数は居宅サービス、地域密着型サービスで増加しています。

(単位：人)

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
居宅サービス	23,240	23,602	24,103	24,430	24,399	25,308
地域密着型サービス	4,090	4,208	4,154	4,355	4,206	4,512
施設サービス	5,343	5,373	5,511	5,673	5,429	5,673
合計	32,673	33,183	33,768	34,458	34,034	35,493

出典：あだちの介護保険（令和6年度、7年度）

高齢者施策推進室推計（令和8年度）



イ 介護サービス利用者数の推計

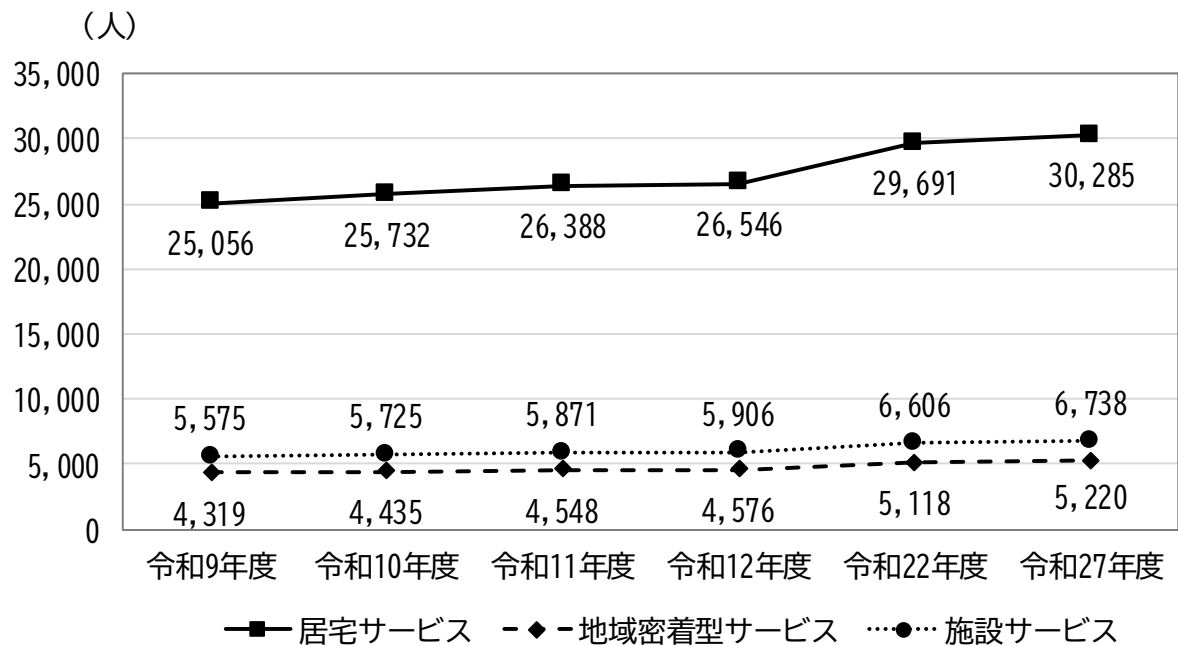
介護サービス利用者数は、令和9年度の34,950人が令和11年度には36,807人に増加すると推測されます。

そのうち、居宅サービス利用者数は、令和9年度の25,056人が令和11年度の26,388人に、地域密着型サービス利用者数は、令和9年度の4,319人が令和11年度の4,548人に増加すると推測されます。

(単位：人)

区分	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 22年度	令和 27年度
居宅サービス	25,056	25,732	26,388	26,546	29,691	30,285
地域密着型サービス	4,319	4,435	4,548	4,576	5,118	5,220
施設サービス	5,575	5,725	5,871	5,906	6,606	6,738
合計	34,950	35,892	36,807	37,028	41,415	42,243

出典：高齢者施策推進室推計



(4) 地域密着型サービスの現状と計画値

ア 地域密着型サービスの現状（施設数・利用者数）

地域密着型サービスの種類と利用者数の実績をみると、令和6年度は、地域密着型通所介護の利用者が最も多く、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護と続いていました。令和7年度も同様の傾向となっています。

（上段：施設数 下段：利用者数）

区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	実績値	実績値	見込値
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5	5	5
	61	69	69
夜間対応型訪問介護※	1	1	1
	42	43	43
地域密着型通所介護	78	71	74
	2,514	2,544	2,651
認知症対応型通所介護	25	23	24
	532	554	554
小規模多機能型居宅介護	13	12	12
	249	254	254
認知症対応型共同生活介護	36	36	36
	592	609	609
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	5	6	6
	132	120	120

出典：【利用者数】介護保険事業状況報告（月報）（令和6年度、7年度）

【施設数】あだちの介護保険（令和6年度、7年度）

高齢者施策推進室推計（令和8年度）

※ 夜間対応型訪問介護は、令和9年3月末に廃止となり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合される予定です。

イ 地域密着型サービス計画値(施設数)

第10期の地域密着型サービス施設整備は、介護サービス区分ごとに、今後のニーズ等を適切に捉え、地域偏在に配慮しながら、公有地の活用も積極的に行い、計画的に進めます。

(上段：施設数 下段：整備数)

区分	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	第10期 整備数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6 1	6 0	6 0	1
地域密着型通所介護	75 1	76 1	77 1	3
認知症対応型通所介護	25 1	26 1	27 1	3
小規模多機能型居宅介護	12 0	13 1	13 0	1
認知症対応型共同生活介護	36 0	38 2	38 0	2
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 0	0 0	0 0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0 0	0 0	0 0	0
看護小規模多機能型居宅介護	6 0	7 1	7 0	1

【用語説明】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ホームヘルパーや看護師などが、定期的に家庭を巡回したり連絡のあった家庭を訪問して、介護や療養上の世話などを行う。
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症高齢者が5～9人の少人数で共同生活を送りながら家庭的な雰囲気の中で食事、入浴、排せつ等の介護や身の回りの世話などを受ける。
小規模多機能型居宅介護	身近な地域のサービス拠点への「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせた介護や機能訓練を行う。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組合せによるサービスを提供する。

(5) 施設定員の年次別の現状と推計

ア 施設定員の年次別実績

施設定員の年次別実績をみると、令和6年度の介護老人福祉施設は285床増加しています。令和7年度の介護老人福祉施設は300床増加、介護医療院は、24床増加しました。

(上段：総数、下段：整備数)

区分	令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	実績値		計画値		実績値		計画値		見込値		計画値	
	施設数	床数	施設数	床数	施設数	床数	施設数	床数	施設数	床数	施設数	床数
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	31	3,502	31	3,502	33	3,802	33	3,802	33	3,802	33	3,802
	2	285	2	285	2	300	2	300	0	0	0	0
介護老人保健施設	14	1,737	14	1,737	14	1,739	14	1,737	14	1,739	14	1,737
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	3	135	3	134	4	160	3	134	4	160	3	134
	0	0	0	0	1	24	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	36	641	36	650	36	641	36	650	36	641	38	704
	0	0	0	0	0	0	0	0	2	54	2	54
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	2	125	2	125	2	125	2	125	2	125	2	125
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：【施設数】あだちの介護保険（令和6年度、7年度）

高齢者施策推進室推計（令和8年度）

※ 特別養護老人ホームの整備数には、新規施設開設の他、ショートステイからの転換も含まれます。

イ 施設定員の年次別推計

第10期計画期間中の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、新規の開設を予定していません。

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）は、令和10年度に2か所の開設を見込んでいます。

今後も、入所希望者の状況や将来の介護サービス需要等の必要量を把握し、計画的な整備を進めます。

（上段：見込数、下段：整備数）

区分	令和 9年度		令和 10年度		令和 11年度		第10期 整備数	
	施設 数	床 数	施設 数	床 数	施設 数	床 数	施設 数	床 数
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	33	3,802	33	3,802	33	3,802	0	0
	0	0	0	0	0	0		
介護老人保健施設	14	1,739	14	1,739	14	1,739	0	0
	0	0	0	0	0	0		
介護医療院	4	160	4	160	4	160	0	0
	0	0	0	0	0	0		
認知症対応型共同生活 介護 （認知症高齢者 グループホーム）	36	641	38	695	38	695	2	54
	0	0	2	54	0	0		
特定施設入居者生活 介護 （介護専用型）	2	125	2	125	2	125	0	0
	0	0	0	0	0	0		

出典：高齢者施策推進室推計

(6) 給付額の現状と推計

ア 給付額の現状

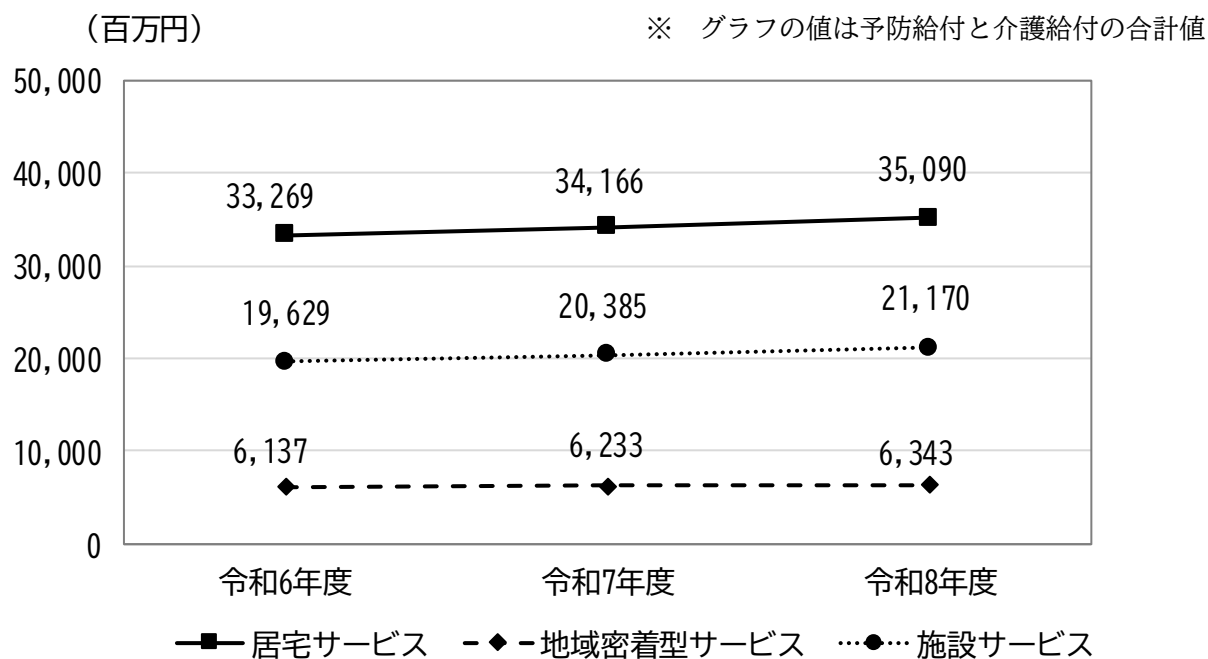
給付総額（令和6年度 59,036 百万円、令和7年度 60,784 百万円、令和8年度 62,603 百万円）は増加傾向にありますが、令和6年度に約16億円、令和7年度に約22億円計画値を下回っています。

(単位：千円)

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度見込	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
予防給付*	993,209	942,243	1,071,551	962,661	1,169,723	986,218
居宅サービス	970,236	919,885	1,056,665	939,748	1,150,793	963,305
地域密着型サービス	22,973	22,358	14,886	22,913	18,930	22,913
介護給付	58,042,387	59,658,994	59,712,205	61,990,405	61,433,207	64,081,724
居宅サービス	32,298,835	33,375,233	33,108,876	34,459,183	33,939,232	36,110,360
地域密着型サービス	6,114,342	6,618,063	6,218,338	6,785,366	6,324,103	7,225,508
施設サービス	19,629,210	19,665,698	20,384,991	20,745,856	21,169,872	20,745,856
合計	59,035,596	60,601,237	60,783,756	62,953,066	62,602,930	65,067,942

出典：介護保険事業状況報告（年報、月報）（令和6年度、令和7年度）
高齢者施策推進室推計（令和8年度）

※ 端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。



イ 給付額の推計

給付総額（令和9年度 68,085 百万円、令和10年度 69,518 百万円、令和11年度 71,028 百万円）は増加傾向を見込んでいます。

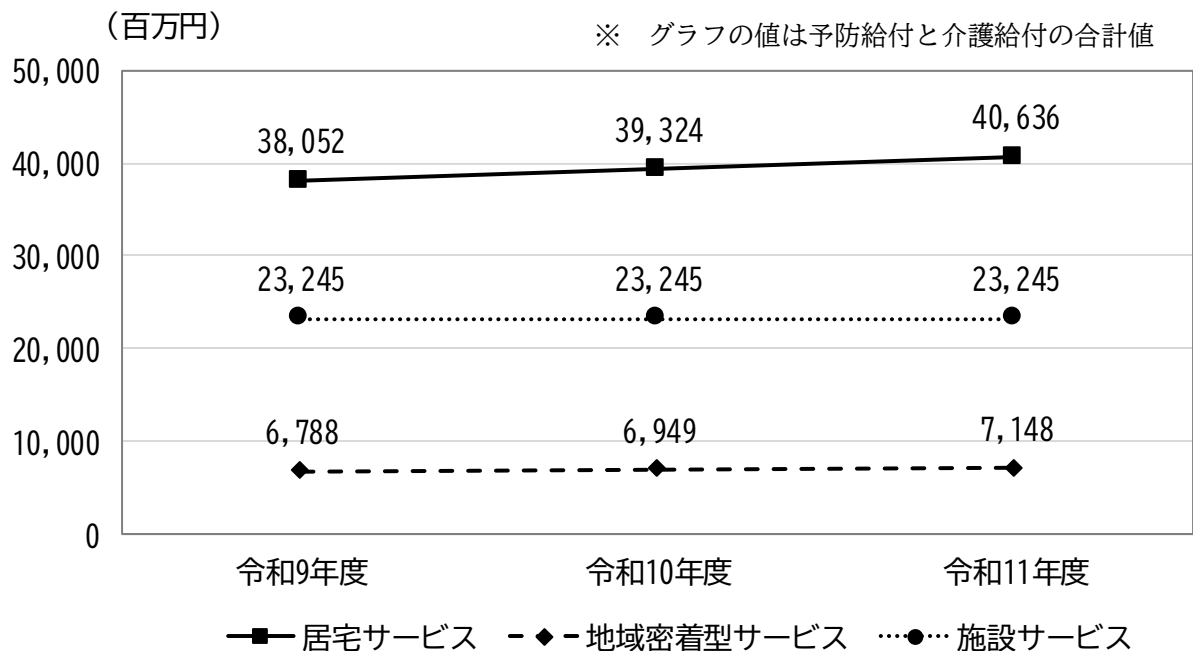
要介護の居宅サービス（令和9年度 36,761 百万円、令和10年度 37,989 百万円、令和11年度 39,282 百万円）において増加を見込んでおり、在宅での介護を支援するサービスへの給付が増加すると想定しています。

（単位：千円）

区分	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和22年度
予防給付	1,316,154	1,361,269	1,379,949	1,466,332
居宅サービス	1,290,196	1,335,311	1,353,991	1,446,066
地域密着型サービス	25,958	25,958	25,958	20,266
介護給付	66,768,604	68,157,049	69,648,502	80,415,677
居宅サービス	36,761,455	37,988,573	39,281,694	44,561,641
地域密着型サービス	6,762,099	6,923,426	7,121,758	8,282,952
施設サービス	23,245,050	23,245,050	23,245,050	27,571,084
合計	68,084,758	69,518,318	71,028,451	81,882,009

出典：高齢者施策推進室推計

※ 端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。



(7) その他費用の現状と推計

ア その他費用の現状

その他費用は令和6年度から令和7年度にかけてそれぞれ増加しました。令和7年度の高額医療合算介護サービス費等給付額は実績値が計画値を上回っています。

(単位：千円)

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
特定入所者介護 サービス費等給付額	1,587,191	1,873,622	1,606,262	1,967,917	1,625,562	2,044,666
高額介護 サービス費等給付額	1,404,055	1,536,320	1,467,564	1,613,908	1,533,946	1,676,839
高額医療合算介護 サービス費等給付額	232,858	241,052	250,086	249,505	268,589	258,465
算定対象審査支払 手数料	65,103	69,019	67,449	71,642	69,880	74,215

出典：あだちの介護保険（令和6年度、7年度）

高齢者施策推進室推計（令和8年度）

イ その他費用の推計

特定入所者介護サービス費等給付額をはじめとしたその他費用は、要支援・要介護認定者数の増加に伴い、令和9年度から令和11年度にかけて増加する見込みとなっています。

(単位：千円)

区分	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和22年度
特定入所者介護サービス費等給付額	1,693,575	1,722,365	1,751,646	2,006,130
高額介護サービス費等給付額	2,217,463	2,317,249	2,421,525	2,319,478
高額医療合算介護サービス費等給付額	292,168	315,541	340,785	294,320
算定対象審査支払手数料	74,586	77,569	80,672	82,287

出典：高齢者施策推進室推計

(8) 地域支援事業等の現状と推計

ア 地域支援事業の現状

介護保険財政でまかなわれる事業には、介護保険給付の他に、地域支援事業があります。

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合でも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として実施する事業です。

地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」と言う。）の推移をみると、サービス利用者数は、通所型サービスで、令和6年度から令和7年度にかけて増加していますが、実績値は計画値を下回っています。

総合事業費では、通所型サービスで、令和6年度から令和7年度にかけて増加していますが、実績値は計画値を下回っています。

(単位：千円)

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
地域支援事業費	2,522,571	2,661,051	2,587,459	2,742,313	2,654,332	2,811,738
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,393,403	1,463,372	1,431,648	1,535,078	1,470,943	1,594,946
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)・ 任意事業費	991,315	1,046,467	1,008,612	1,055,123	1,026,211	1,063,780
包括的支援事業 (社会保障充実)	137,853	151,212	147,199	152,112	157,179	153,012

出典：高齢者施策推進室推計（令和8年度）

※ 端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

【総合事業の現状】

(単位：千円、人)

区分		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
訪問型サービス	事業費	319,019	376,245	313,384	394,680	313,500	410,073
	利用者数	1,610	1,841	1,562	1,932	1,586	2,007
通所型サービス	事業費	724,277	748,557	757,309	785,237	793,900	815,861
	利用者数	2,575	2,778	2,751	2,915	2,939	3,028

出典：あだちの介護保険（令和6年度、7年度）

高齢者施策推進室推計（令和8年度）

イ 地域支援事業費の推計

地域支援事業費は、令和9年度の2,730,768千円が令和11年度には2,859,587千円に増加すると推測されます。

このうち、介護予防・日常生活支援総合事業費は、令和9年度の1,518,817千円が令和11年度には1,587,352千円に増加すると推測されます。

(単位：千円)

区分	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和22年度
地域支援事業費	2,730,768	2,794,210	2,859,587	2,981,286
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,518,817	1,552,661	1,587,352	1,555,580
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)・ 任意事業費	1,044,117	1,062,335	1,080,871	1,272,694
包括的支援事業 (社会保障充実)	167,835	179,214	191,364	153,012

出典：高齢者施策推進室推計

※ 端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

【総合事業の推移】

(単位：千円、人)

区分		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和22年度
訪問型サービス	事業費	325,161	333,290	341,622	335,994
	利用者数	1,645	1,686	1,728	1,700
通所型サービス	事業費	860,871	882,393	904,453	850,863
	利用者数	3,187	3,267	3,348	3,150

出典：高齢者施策推進室推計

(9) 介護保険料算定基礎額（標準給付費及び地域支援事業費）

ア 第9期介護保険料算定基礎額

標準給付費とは、介護保険給付費（調整後）、特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等、算定対象審査支払手数料を合計したものです。

地域支援事業費とは、介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業・任意事業費を合計したものです。

この標準給付費の見込みと地域支援事業費の見込みを合算したものが、介護保険料算定基礎額です。

（単位：千円）

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
標準給付費①	62,324,803	64,321,251	64,175,117	66,856,039	66,100,907	69,122,126
介護保険給付費	59,035,596	60,601,237	60,783,756	62,953,066	62,602,930	65,067,942
特定入所者介護サービス費等 給付額	1,587,191	1,873,622	1,606,262	1,967,917	1,625,562	2,044,666
高額介護サービス費等 給付額	1,404,055	1,536,320	1,467,564	1,613,908	1,533,946	1,676,839
高額医療合算介護サービス費等 給付額	232,858	241,052	250,086	249,505	268,589	258,465
算定対象審査支払手数料	65,103	69,019	67,449	71,642	69,880	74,215
地域支援事業費②	2,522,571	2,661,051	2,587,459	2,742,313	2,654,332	2,811,738
介護予防・日常生活支援総合 事業費	1,393,403	1,463,372	1,431,648	1,535,078	1,470,943	1,594,946
包括的支援事業 （地域包括支援センター の運営）・ 任意事業費	991,315	1,046,467	1,008,612	1,055,123	1,026,211	1,063,780
包括的支援事業 （社会保障充実）	137,853	151,212	147,199	152,112	157,179	153,012
合計 ①＋②	64,847,374	66,982,302	66,762,576	69,598,352	68,755,240	71,933,864
第9期合計	実績値：200,365,190 計画値：208,514,518					

※ 端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

イ 第10期介護保険料算定基礎額（標準給付費及び地域支援事業費の推計）

令和9年度から令和11年度までの3年間について、標準給付費は約2,200億円、地域支援事業費は約84億円、介護保険料算定基礎額は約2,303億円を見込んでいます。

（単位：千円）

区分	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和22年度
標準給付費①	72,362,550	73,951,042	75,623,079	86,584,225
介護保険給付費	68,084,758	69,518,318	71,028,451	81,882,009
特定入所者介護 サービス費等給付額	1,693,575	1,722,365	1,751,646	2,006,130
高額介護 サービス費等給付額	2,217,463	2,317,249	2,421,525	2,319,478
高額医療合算介護 サービス費等給付額	292,168	315,541	340,785	294,320
算定対象審査 支払手数料	74,586	77,569	80,672	82,287
地域支援事業費②	2,730,768	2,794,210	2,859,587	2,981,286
介護予防・日常生活 支援総合事業費	1,518,817	1,552,661	1,587,352	1,555,580
包括的支援事業 （地域包括支援センター の運営）・任意事業費	1,044,117	1,062,335	1,080,871	1,272,694
包括的支援事業 （社会保障充実）	167,835	179,214	191,364	153,012
介護保険料算定基礎額 ① + ②	75,093,318	76,745,252	78,482,666	89,565,511
介護保険料算定基礎額 第10期合計	230,321,236			89,565,511

※ 端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

2 第10期計画に関係する介護保険制度の主な改正点や検討内容

(1) 地域の実情に応じた介護サービスの確保

人口減少地域等においても必要な介護サービスを確保できるよう、地域の実情に応じて人員配置基準等を弾力化する仕組みが創設されます。

(2) 身寄りのない高齢者等への支援

身寄りのない高齢者等に対する日常生活支援や入院・施設入所時の手続支援等を一体的に行う体制の整備が進められます。

(3) 有料老人ホームの入居者保護等

有料老人ホームの指導監督や入居者保護を強化するとともに、介護人材の確保や介護現場の生産性向上に向けた取組が進められます。

(4) 令和8年度介護報酬改定及び令和9年度介護報酬改定に向けた議論

介護従事者の処遇改善を進めるため、令和8年度に介護職員等処遇改善加算の拡充等を内容とする介護報酬改定が行われました。

また、令和9年度の改定に向けて、各介護サービスの機能・役割、持続的な賃上げ、人口減少やサービス需要の変化に応じた提供体制等について議論が進められています。

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業の改善

既存のサービス体系の見直しに加え、要支援者の自立を促進するため、介護予防・日常生活支援総合事業の改善を検討しています。

3 介護保険料の算出

(1) 高齢者数（第1号被保険者数及び第2号被保険者数）の推計



高齢者数（第1号被保険者数）
令和9年度 167,572人 令和10年度 168,737人 令和11年度 171,082人

(2) 要支援・要介護認定者数を推計



要支援・要介護認定者数
令和9年度 41,958人 令和10年度 43,090人 令和11年度 44,188人

(3) 介護保険給付に必要な費用の合計（総事業費）を推計

標準給付費見込額＝総給付費＋その他費用
総事業費＝標準給付費見込額＋地域支援事業費



総事業費
令和9年度 751億円 令和10年度 767億円 令和11年度 785億円
第10期3か年合計 2,303億円

(4) 3年間の総事業費の合計の第1号被保険者負担分（23%）から、準備基金取崩額を引いた費用に対して、保険料収納率を勘案して、弾力化した第1号被保険者（3年間）の合計人数で除算し、介護保険料基準額を算出

$$\text{介護保険料基準額} = \left(\left(\begin{array}{c} \text{3年間の} \\ \text{総事業費} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{第1号} \\ \text{被保険者} \\ \text{負担分(\%)} \end{array} \right) - \begin{array}{c} \text{準備基金} \\ \text{取崩額} \end{array} \right) \div \begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{収納率} \\ \text{(\%)} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{弾力化第1号} \\ \text{被保険者数} \\ \text{延人数(3年)} \end{array}$$

- ① 期間中に、準備基金を取り崩し、介護保険料基準額の上昇抑制を図る
- ② 第9期保険料基準額 6,750円
- ⇒ 第10期保険料基準額（案） 7,230円～7,700円

給付費等の推計結果から、保険料を暫定的に算出しています。

保険料は現在検討中であり、変更となる場合があります。

次ページに掲載している所得段階別の保険料率は、今後変更となる可能性があります。

【参考】第9期所得段階別介護保険料及び保険料率

所得段階	対象となる方	保険料率	人数の構成比
第19段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が3,000万円以上	6.500	0.4%
第18段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が2,500万円以上3,000万円未満	5.800	0.1%
第17段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満	5.100	0.2%
第16段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	4.400	0.3%
第15段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満	3.700	0.3%
第14段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が900万円以上1,200万円未満	3.000	0.6%
第13段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が720万円以上900万円未満	2.400	0.6%
第12段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.200	0.5%
第11段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.100	0.8%
第10段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.900	1.4%
第9段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.700	3.0%
第8段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.500	6.9%
第7段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.300	12.9%
第6段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満	1.140	10.6%
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税（世帯に住民税課税者がいる場合）で、 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80万円超	1.000	9.4%
第4段階	本人が住民税非課税（世帯に住民税課税者がいる場合）で、 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80万円以下	0.870	10.4%
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と その他の合計所得金額の合計が120万円超	0.685	8.5%
第3段階 特例軽減B	収入・預貯金等で判定	0.485	
第3段階 特例軽減C	収入・預貯金等で判定	0.285	
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と その他の合計所得金額の合計が80万円超から120万円以下	0.485	9.1%
第2段階 特例軽減B	収入・預貯金等で判定	0.285	
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と その他の合計所得金額の合計が80万円以下 生活保護受給者又は、老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.285	24.0%

